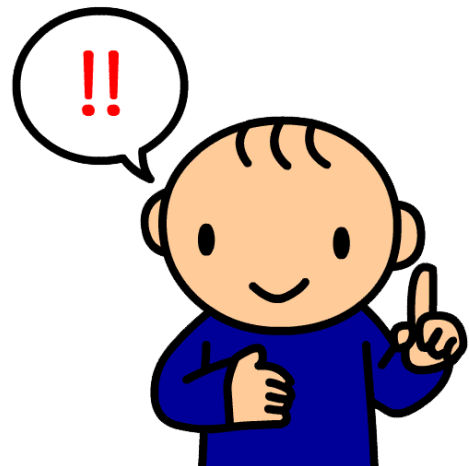


第1章

学習指導要領ポイント編

幼稚園・小学校・中学校学習指導要領（特別支援教育に係る部分含）、特別支援学校学習指導要領の改訂のポイントをまとめました。詳しくはリンク先👉をご覧ください。



学習指導要領解説（総則編・各教科等編・自立活動編）



1 小・中学校編

(1) 小学校・中学校学習指導要領 改訂の要点

学習指導要領の改訂のポイントは何ですか？



今回の改訂では、変化の激しい、予測が困難なこれからの時代を見据えて、子どもたちが未来社会を開くための資質・能力の育成を目指しています。学習指導要領に新設された前文には、「**社会に開かれた教育課程**」を実現していくことが重要であることが、以下のように示されました。

よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていく。 【学習指導要領 総則 前文】

教育課程の基準である学習指導要領が、学校、家庭、地域の関係者と幅広く共有して活用できる「**学びの地図**」としての役割を果たすことができるように、以下の六つの視点から構成されました。

- 1 何ができるようになるか → 新しい時代に必要となる、育成を目指す資質・能力
- 2 何を学ぶか → 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し
- 3 どのように学ぶか → 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善
- 4 一人一人の発達をどのように支援するか → 児童生徒の発達の支援、特別な配慮を必要とする児童生徒への指導
- 5 何が身に付いたか → 学習評価を通じた学習指導の改善
- 6 実現するために何が必要か → 学校の指導体制の充実、家庭・地域との連携・協働



六つのポイントを詳しく学んでいこう！

1 何ができるようになるか

新しい時代に必要となる，育成を目指す資質・能力



これまでの学習指導要領とは、何が違うの？

これまでの学校教育が育成を目指してきた「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す、資質・能力を以下の三つの柱で整理しました。

育成すべき資質・能力の三つの柱

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成



生きて働く「知識・技能」の習得

資質・能力の育成は、児童（生徒）が「何を理解しているか、何ができるか」に関わる知識及び技能の質や量に支えられており、習得する質を高めることが求められています。そのために、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、知識を他の学習や生活の場面で活用できるようにしたりするための学習が必要となります。



未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成

「思考力・判断力・表現力等」とは、「知識及び技能」を活用して未知の状況の中でも、その状況と自分との関わりを見つめて具体的に何をなすべきかを整理したり、その過程で既得の知識や技能をどのように活用し、必要となる新しい知識や技能をどのように得ればよいのかを考えたりするなどの力です。



学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養

「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」、他の二つの柱をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素です。

これまでの学習指導要領は「教員が、何を教えるか」という観点で整理されていたことが、今回の改訂では「子どもたちが、何ができるようになるか」という視点で、各教科等の「目標」「内容」の記述が整理されたんだね。



2 何を学ぶか

教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえて、**各教科等で育む資質・能力を明確化**するとともに、目標や内容を構造的に示しました。**学習内容の削減は行われませんが**、科目等の新設や目標・内容の見直しを行いました。主な改善事項は、以下の通りです。

言語能力の確実な育成

- ・発達の段階に応じた語彙の確実な習得、情報を正確に理解し適切に表現する力の育成
《小中：国語》
- ・各教科等における言語活動（レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論する等）の充実《小中：総則、各教科》

理数教科の充実

- ・日常生活等から問題を見出す活動や、見通しをもった観察・実験などの充実
《小：算数，中：数学，小中：理科》
- ・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育の充実《小：算数，中：数学》
- ・自然災害に関する内容の充実《小中：理科》

伝統や文化に関する教育の充実

- ・古典など我が国の言語文化《小中：国語》
- ・県内の主な文化財や年中行事の理解《小：社会》
- ・和食や和服《小：家庭 中：技術・家庭》
- ・我が国や郷土の音楽，和楽器《小中：音楽》
- ・武道《中：保健体育》

道徳教育の充実

- ・道徳的価値を自分事として理解し、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする道徳教育の充実《小中：特別の教科 道徳》

体験活動の充実

- ・生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実《小中：総則》
- ・自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視《小中：特別活動等》

外国語教育の充実

- ・小学校において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入

その他

- ・主権者教育，消費者教育，防災・安全教育，情報活用能力（プログラミング教育）等

3 どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善

「主体的・対話的で深い学び」って、難しそう・・・。



各教科等の資質・能力が偏りなく育成されるように、「**主体的・対話的で深い学び**」の**視点に立った授業改善**を行うことが示されました。この三つの視点は、各教科等における優れた授業改善の取り組みに共通した普遍的な要素であり、児童生徒に必要な資質・能力を育むための学びの質に着目し、授業改善の取組を活性化していくものです。

どのように学ぶか

「主体的・対話的で深い学び」の
実現に向けた授業改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び

新しい時代に
必要となる
資質・能力の
育成

〔平成28年12月 中央教育審議会 答申〕¹⁰より

主体的な学び



学ぶことに興味や関心をもち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、**見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」**が実現できているかという視点。

対話的な学び



子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、**自己の考えを広げ深める「対話的な学び」**が実現できているかという視点。

深い学び



習得・活用・探究という学びの過程の中で、**各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら**、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているかという視点。



「主体的・対話的で深い学び」が目指す授業は、子どもが「**どのように学ぶのか**」という**学びの転換**をすることだね。

「主体的・対話的で深い学び」は、手順や方法ではありません。**子どもの意欲や主体性、思考や判断といった内面の育ちをとらえ、どのように資質・能力を育てていくかが求められています。**

「主体的・対話的で深い学び」についての留意事項が、6点示されています。

- ア これまでの実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないととらえる必要はない。
- イ 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではない。
- ウ 通常行われている学習活動の質を向上させることを主眼とする。
- エ 単元や題材など、内容や時間のまとまりの中で、実現を図る。
- オ 各教科等の「見方・考え方」を働かせることが重要である。
- カ 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得を図る。

【小学校・中学校 学習指導要領解説総則編 P4～（要約）】

これまで、大事にしてきた「**子どもとともに作る授業**」をさらに充実させていくことが必要だね。



「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解して資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続ける子どもの育成を目指していきましょう。



「信州教育学びの基盤づくり推進事業」

長野県教育委員会では、学習指導要領改訂の趣旨の理解を深め、授業改善を進めることを目的として、学習指導の手引書を作成しています。以下の項目別に「理論編」「実践編」を整えていますので、ぜひ参考にしてください。

- カリキュラム・マネジメント…教育課程を軸に学校教育の好循環を生み出す
- 深い学び…各教科等の「見方・考え方」を働かせた学びの創造
- 探究的な学習…探究のプロセスを通して自己の生き方を考えるための資質・能力の育成（総合的な学習の時間）
- グローバルコミュニケーション…外国語科を中心としたコミュニケーション能力と多様性の育成
- 情報活用能力…ICTの効果的な活用
- 教員研修・授業研究…教員のキャリアステージに応じた研修の充実

☆書籍として配布、購入可能の他、長野県教育委員会のホームページからダウンロードすることができます。（2019年9月～出版・HP掲載予定）

児童生徒の発達を支える指導の充実させるために、教育課程の編成及び実施にあたっては、以下の事項を充実することが示されています。

学級経営の充実

教師と児童生徒との信頼関係及び児童生徒相互のよりよい人間関係を育てるための、学習や生活の基盤となる学級づくり

【小学校・中学校 学習指導要領補綴総編P96～】

生徒指導の充実

児童生徒が自己の存在感を実感しながらよりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送るため、学習指導と関連付けた指導

【小学校・中学校 学習指導要領補綴総編P99～】

キャリア教育の充実

社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる資質・能力を身に付けるための、各教科の特質に応じた指導

【小学校・中学校 学習指導要領補綴総編P101～】

個に応じた指導の充実

児童生徒や学校の実態に応じ、学習内容を確実に身に付けるために指導方法や指導体制の工夫改善

【小学校・中学校 学習指導要領補綴総編P103～】

「特別な配慮が必要な子ども」って？

特別な配慮を必要とする児童生徒は、障がいのある子どもだけではなく、海外から帰国した子どもや日本語の習得に困難のある子ども、不登校の子どもなども含みます。



海外から帰国・日本語の習得に困難のある児童生徒

- ・学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かす。
- ・日本語の習得に困難のある児童生徒については、実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う。



長野県教育委員会HP「みんなともだち」

外国籍等児童生徒指導の手引き。家庭通知文や就学案内文等の例示

不登校の児童生徒

- ・保護者や関係機関との連携
- ・特別な教育課程を編成、指導方法や指導体制の工夫改善



長野県教育委員会HP「不登校への対応の手引き」

学校が組織として子どもたちの社会的な自立を支援するためのガイドブック

障がいのある児童生徒への指導については、本書P56～を見てね。



学習評価は、**教師が指導の改善を図るとともに、子ども自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにする**ために重要なものです。そのためにも、「子どもにどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉えましょう。



学習評価は、何が変わるの？

各教科の観点別評価は、学習指導要領等の目標に照らして、右の三観点に沿って整理されることになりました。

単元や題材などのまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習過程の適切な場面で評価を行う必要があります。

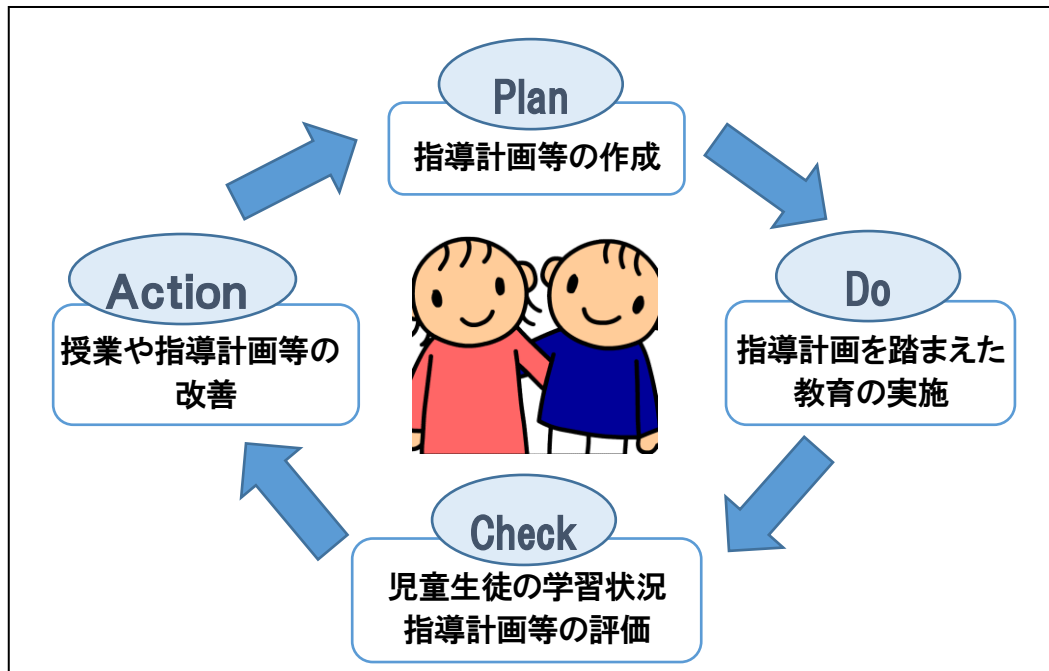
知識及び技能

思考力・判断力・表現力等

主体的に学習に向かう態度

【学力の3要素】

学習評価を通じて、学習指導のあり方を見直すことや、個に応じた指導の充実を図ること、また、**学校における教育活動を組織として改善することが重要**です。



学習指導と学習評価をPDCAサイクルで展開することで、**学習指導と学習評価は一体化**するんだね。



6 実現するために何が必要か

学校の指導体制の充実, 家庭・地域との連携・協働

学校教育を充実させるための
「カリキュラム・マネジメント」って何をするのかな？



「カリキュラム・マネジメント」とは、**教育課程に基づき、組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと**です。学習指導要領には、社会に開かれた教育課程を実現し、すべての児童生徒の資質・能力の育成を目指すために、「カリキュラム・マネジメント」の三つの側面が示されています。

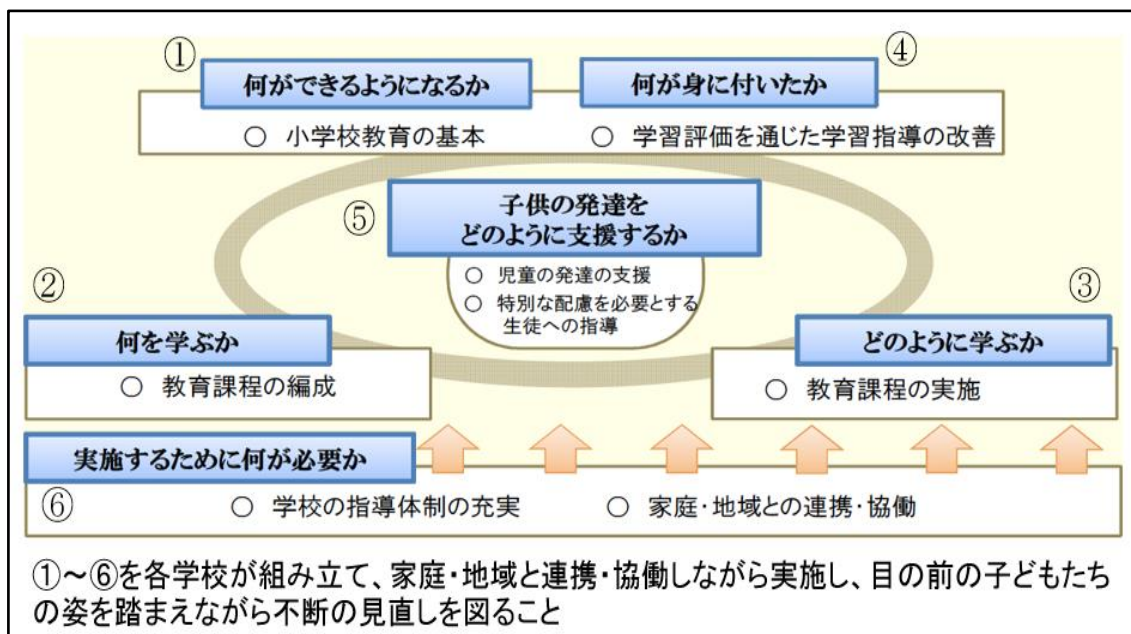
教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を、**教科横断的な視点**で組み立てていく。

教育課程の実施状況を評価して、その改善を図っていく。

教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていく。

【小学校・中学校 学習指導要領解説 総則編 P39～】

「カリキュラム・マネジメント」を図で示すと、下記ようになります。



子どもの実態を把握し、教育課程の編成や実施・評価・改善するPDCAサイクルを展開していくことを**管理職だけでなく、すべての教員がかかわって行うことが大事**だね。



「信州教育学びの基盤」カリキュラム・マネジメント

「理論編」で詳しい説明、「実践編」で県内の学校の好事例があります。

(2019年9月 出版・HP掲載予定)

(2) 小学校・中学校学習指導要領総則における、特別支援教育の充実

小学校・中学校学習指導要領改訂における「総則」のポイントは、次の4点です。

- 1 児童生徒の障害の状態等に応じた指導の工夫
- 2 特別支援学級における特別の教育課程
- 3 通級による指導における特別の教育課程
- 4 個別の教育支援計画及び個別の指導計画について

1 児童生徒の障害の状態等に応じた指導の工夫

通常の学級にも、障がいのある児童生徒のみならず、教育上特別な支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性があることを前提として、特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが必要です。

第4 児童（生徒）の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童（生徒）への指導

(1) 障害のある児童（生徒）などへの指導

ア 障害のある児童（生徒）などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童（生徒）の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

【小学校・中学校学習指導要領総則：小P24，中P25】

【小学校・中学校学習指導要領解説：小P106，中P104】



例えば、通常の学級の算数の授業で、文章題が苦手で、問題文を読み取ることが難しく、式を立てることが難しい子どもにはどのような支援をすればよいのでしょうか。

各教科等の解説では、「各教科等の学びの過程において考えられる『困難さ』に対する『指導上の工夫の意図』、『手立て』を明確にすることが重要である」とあります。
次のページの図のような流れを基に支援にあたっていく必要があります。



算数の事例

「困難さ」

文章を読み取り，数量の関係を式を用いて表すことが難しい

「指導上の工夫の意図」


児童が数量の関係をイメージできるように

「手立て」

- ・児童の経験に基づいた場面や興味ある題材を取り上げる
- ・場面を具体物を用いて動作化する
- ・解決に必要な情報に注目できるよう，文章を一部分ごとに示したり図式化したりする

子どもたちが，十分な学びを実現できるように，一人一人に応じた支援を考えていきましょう。



 **本書 P142～**
各教科ごとの指導の工夫について学習指導要領解説より取り出してまとめてあります。

2

特別支援学級における特別の教育課程

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については，次のとおり編成するものとする。


- (ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。
- (イ) 児童（生徒）の障害の程度や学級の実態等を考慮の上，各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり，各教科を，知的障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして，実態に応じた教育課程を編成すること。

【小学校・中学校学習指導要領総則：小P24，中P25～P26】

【小学校・中学校学習指導要領解説：小P108，中P106】

(ア) では，これまで解説に記されていた「自立活動」が総則の本文の中に，「特別支援学級において実施する特別な教育課程の編成に取り入れること」として記されました。



特別支援学級において自立活動を取り入れるということは，自立活動が，「児童生徒が自立を目指し，障がいによる学習上や生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識及び技能，態度及び習慣を養い，心身の調和的発達の基盤を培うこと」をねらいとしているからですね。  **本書 P48～49**



(イ) の下線部にあるような「特別の教育課程」とする場合の留意点は何でしょうか？

留意点

- 特別支援学校の学習指導要領を参考にする場合は、その理由を保護者等に対して説明責任を果たすこと。
- 指導の継続性を担保する観点から、選択した理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫すること。



- ・特別支援教育 教育課程学習指導手引書（県教委）小学校・中学校編 P 3
- ・特別支援学級ガイドライン（県教委）P 18～19

3

通級による指導における特別の教育課程

ウ 障害のある児童（生徒）に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

【小学校・中学校学習指導要領総則 小P24，中P26】

【小学校・中学校学習指導要領解説 小P108，中P106】

指導にあたっては、自立活動の6区分27項目の内容を参考とし、児童生徒一人一人に、障がいの状態等の的確な把握に基づいた自立活動における個別の指導計画を作成し、具体的な指導目標や指導内容を定め、それに基づいて指導を展開する必要があります。

「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる」

【学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示】（平成28年文部科学省告示第176号）

このことから、各教科の内容を取り扱う場合、単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導ではなく、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であることを忘れてはいけません。



通常の学級の担任と通級による指導の担当教師とが随時、学習の進捗状況等について情報交換を行うとともに、通級による指導の効果が、通常の学級においても波及することを目指していくことが重要です。連携を大切にしながら進めましょう。

- ・本書 P160～
- ・特別支援教育 教育課程学習指導手引書（県教委）小学校・中学校編 P6～7
- ・特別支援学級ガイドライン（県教委） P23～25
- ・通級による指導ハンドブック（県教委）



コラム1

交流及び共同学習(障がい者理解教育, 心のバリアフリー)

子どもたちの社会性や豊かな人間性を育み, 多様性を尊重する共生社会の実現を目指して, 学校の教育活動全体や地域社会との交流の中で, 障がい者理解教育や交流及び共同学習のより一層の推進を図る必要性があります。

第5 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

イ 他の小(中)学校や, 幼稚園, 認定こども園, 保育所, 中(小)学校, 高等学校, 特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに, 障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け, 共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

【小学校・中学校学習指導要領総則 小P26, 中P28】

【小学校・中学校学習指導要領解説 小P126, 中P129】



○障がいのある幼児児童生徒との交流及び共同学習は, 児童生徒が障がいのある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会である。

○同じ社会に生きる人間として, お互いを正しく理解し, とともに助け合い, 支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場となる。



特別支援学校と小・中学校の間では, 学校行事や総合的な学習の時間, 一部の教科で活動をとにする直接的な交流及び共同学習のほか作品の交換やインターネットによるやり取りなど, 間接的な活動も行われています。

特別支援学級と通常の学級の間では, 実施方法を工夫しながら, 日常の学校生活の様々な場面で行われています。



- ・本書 P30
- ・合理的配慮実践事例集(県教委) P103~
- ・特別支援学級ガイドライン(県教委) P31~33

4

個別の教育支援計画及び個別の指導計画について



学習指導要領解説総則：小 P24～25

中 P25～26

ア 個別の教育支援計画や個別の指導計画の改訂のポイント

(抜粋) 特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒については個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。



通常の学級の障がいのある児童生徒への計画の作成と、活用はどうするの？

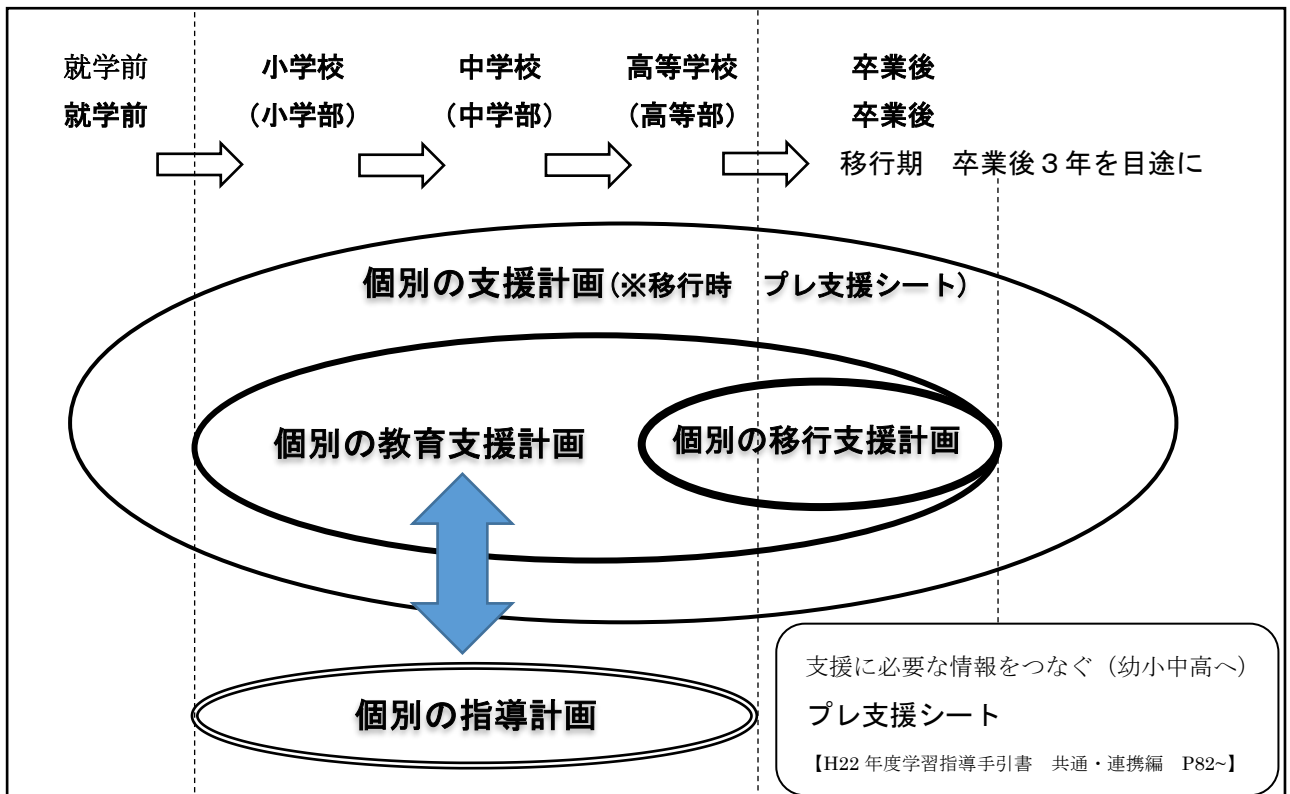


本書 P154～167 参考となる様式を掲載

もちろん、通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒の指導にあたっては、二つの計画を作成し、活用に努めていく必要があります。きめ細やかな指導や支援を組織的・継続的に行うためには、計画が必要になります。



イ 個別の指導計画、個別の教育支援計画、個別の移行支援計画、それぞれの関係図



* 個別の移行支援計画とは

在学中に保護者・学校が中心となって福祉・医療・行政・労働等を含んだネットワークを築き、将来へのニーズ、そのニーズに沿った支援のねらいや内容、具体的な支援の方法について、共通理解(=個別の教育支援計画)をスムーズに次の支援に移行するためのツールです。



平成22年度 学習指導手引書 特別支援学校編 P9～10

ウ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の意義と作成上の留意点

a 個別の教育支援計画とは？



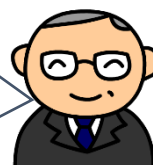
本書 P154 参考となる様式を掲載

- ① 教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図るためのツールです。
- ② 就学前から就学时、進学先へと児童生徒の生涯にわたる切れ目のない支援に生かしていきます。



個別の教育支援計画の作成で配慮する点はなんだろう？

- ① 本人及び保護者の意向や将来の希望を踏まえて作成します。
- ② 支援の目標を立て、関係機関の提供できる支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり関連付けたりしながら、関係機関の役割を明確にします。教育機関が中心になって作成します。
- ③ 保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取り扱いに十分に配慮します（鍵のかかる棚に保管するなど）。



b 個別の指導計画とは？



特別支援学級ガイドライン P34

平成 22 年度 学習指導手引書 小学校・中学校編 P9~16

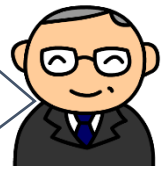
- ① 個別の教育支援計画の情報をもとに、個別の指導計画を作成します。
- ② 個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために、学校で作成するものです。
- ③ 障がいのある児童生徒など一人一人の教育目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかな指導をするためのものです。



個別の指導計画の作成や指導、評価に配慮する点はなんだろう？

- ① 個別の指導計画の作成時には、教師間での連携が大切です。教師同士が話し合いながら一緒に作成します。
- ② 特別支援学級の指導において、特別支援学級と原学級との教師間で個別の指導計画に基づく評価や情報交換等が円滑に行われるようにすることが必要です。 **本書 P160**
- ③ 通級による指導において、特に、他校において通級による指導を受ける場合には、学校間及び担当教師間の連携の在り方を工夫し、個別の指導計画に基づく評価や情報交換等が円滑に行われるようにすることが必要です。

本書 P165

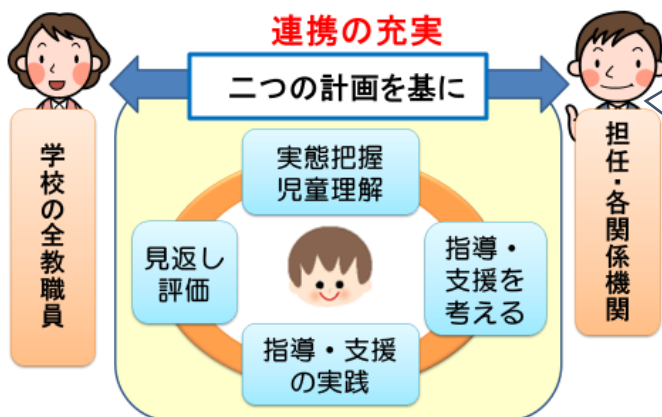
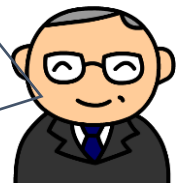


C 個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用する際のポイント



二つの計画を活用するときに
配慮する点はなんだろう？

- ① 各学校で、個別の教育支援計画と個別の指導計画では目的や活用の仕方に違いのあることを整理し、共通理解を図ります。
- ② 障がいのある児童生徒を理解し、支援するのは担任だけでなく、すべての教職員の理解と協力が必要です。そのためには、校長先生のリーダーシップのもと、学校全体の協力体制づくりと二つの計画を教師間で利用する工夫をしていきます。



- ① 個別の教育支援計画や個別の指導計画については、実施状況を適宜評価し、改善していくことが、とても大切です。
- ② 子どもを中心に据えて、実態把握や支援が話し合われていくことが重要です。

エ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用するまでの流れ

< Aさんの事例を基に >

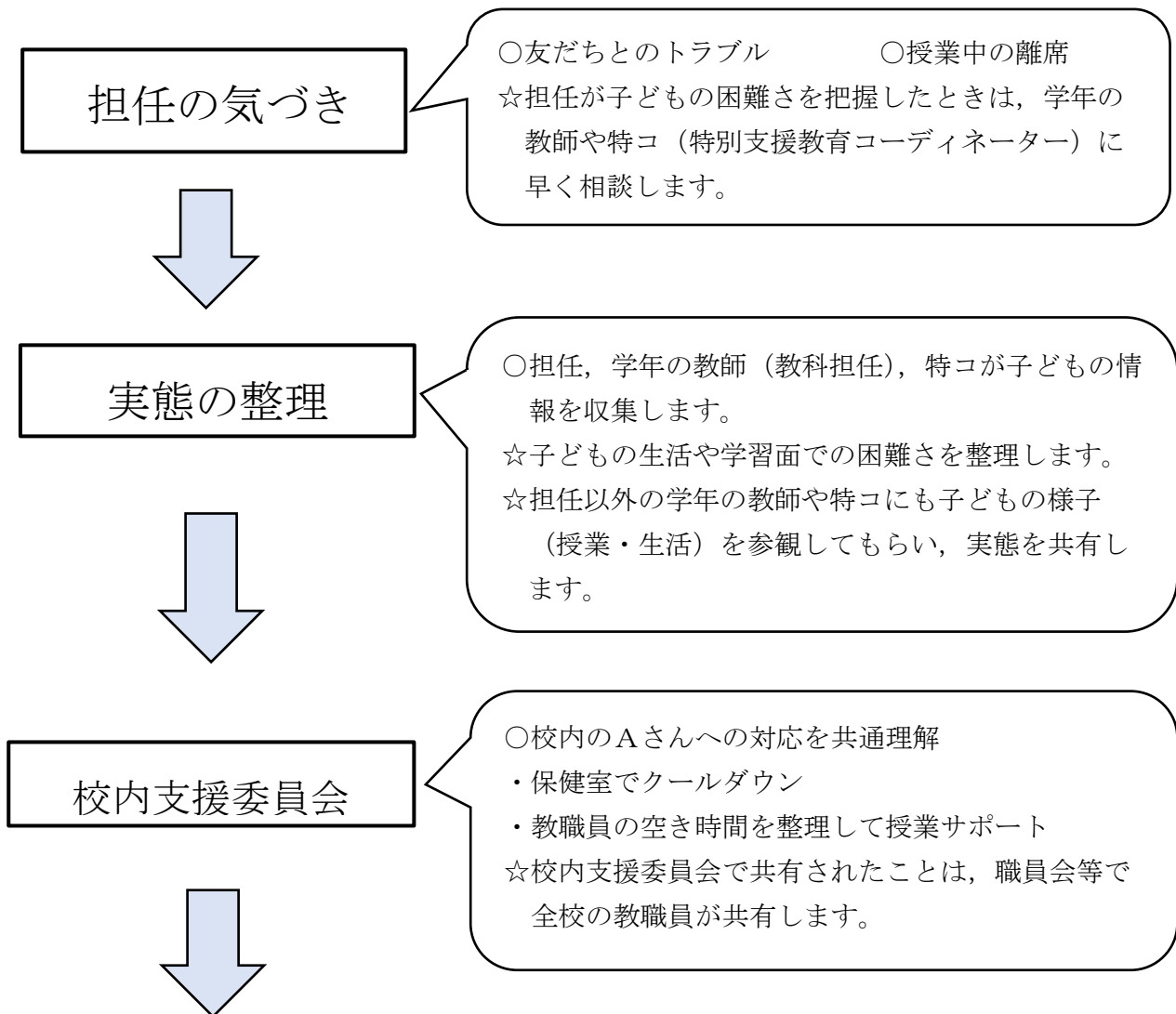
Aさんは、通常の学級に在籍している小学校3年生のお子さんです。

人なつこく、誰とでも気さくに話すことができます。しかし、休み時間や授業中に友だちとトラブルになることが多く、目が離せない状態です。学習面では、興味・関心に偏りがあり、興味のないことや苦手なことになると離席をして、教室から出て行こうとします。

保護者は、友だちと仲良く過ごし、少しでも学習面に興味を持って取り組んでほしいと願っています。

担任も、Aさんの自己肯定感が下がらないように、友だちと仲良く遊んだり、関わったりできる場面が増えることを願っています。

※ ○：Aさんの事例，☆：ポイント（関わる人・連携の仕方等）



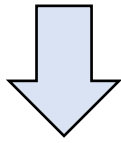
「個別の教育支援計画」

支援会議（担任や特コ・各専門機関，保護者・本人等）

※ 子どもの実態把握や目標，支援を確認できるように，実態に応じて本人が会議に参加することもあります。

○支援の目標を設定し，各関係機関の役割を明確ににします。学期に1回は子どもの様子や目標を検討します。

- ・「医療」臨床心理士…心理検査の実施
- ・「子育て支援センター」…Aさんと保護者に対する療育支援
- ・「スクールカウンセラー」…Aさんに対するカウンセリング
- ・「特別支援学校」…個別の指導計画への助言 等

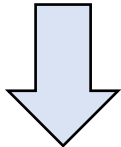


「個別の指導計画」

学校で作成する計画

○教育的ニーズに応じた指導・支援を行うための具体的な計画です。

- ・一日の流れをプリントして渡す。Aさんと相談しながらできることを決めます。
 - ・ソーシャルスキルトレーニングの実施
- ☆教職員で子どもの実態や指導・支援を共有します。

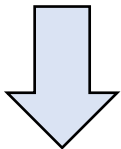


学習指導案

授 業

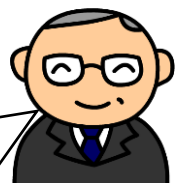
○「個別の指導計画」等に基づき，授業ごとに指導目標，内容，方法等を具体化します。授業を実施し，評価することで指導内容や方法等を改善し，より効果的な指導をします。

- ・見通しがもてるように，授業の最初に授業の流れを黒板に書き，確認をします。
- ・授業に意欲がもてるように，問題をクイズ形式にします。その際，手を挙げて発言することを確認します。



通知表・指導要録

指導要録はもちろん，個別の教育支援計画及び個別の指導計画は，進級や進学，就労の際に重要な情報となります。子どもの生涯にわたる切れ目のない支援に活用できるようにしましょう。



*上の図は，各計画の関連を示したもので，作成の順序を厳密に表しているものではありません。

2 特別支援学校編

(1) 特別支援学校学習指導要領 改訂の要点

今回の改定の基本的な考え方

【幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領】

- 社会に開かれた教育課程の実現，育成を目指す資質・能力，主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた指導改善，各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など，**初等中等教育全体の改善・充実の方向性**を重視。
- 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ，**幼稚園，小・中・高等学校の教育課程との連続性**を重視。
- 障害の重度・重複化，多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実。

教育内容等の主な改善事項

1 学びの連続性を重視した対応

- ア** 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について子どもたちの学びの連続性を確保する視点から，基本的な考え方を規定。
- イ** **知的障害者である子供のための各教科等**の目標や内容について，育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理。その際，各部や各段階，幼稚園や小・中学校とのつながりに留意し，主に3点について充実。

2 一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実

- ウ** 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者及び病弱者である子供に対する教育を行う特別支援学校において，子供の障害の状態や特性等を十分考慮し，育成を目指す資質・能力を育むため，**障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実**するとともに，**コンピュータ等の情報機器（ICT機器）の活用等**について規定。
- エ** 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため，自立活動の内容として，「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定。

3 自立と社会参加に向けた教育の充実

- オ** 卒業後の視点を大切にされたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定。
- カ** 幼稚部，小学部，中学部段階からの**キャリア教育の充実**を図ることを規定。
- キ** **生涯学習への意欲を高めることや，生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ，豊かな生活を営むことができるよう配慮**することを規定。
- ク** 障害のない子供との交流及び共同学習を充実。
- ケ** 知的障害者である子供のための各教科の内容を充実。



改訂のポイントを，詳しく学んでいきましょう！

※「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説」は以下「特別支援学校解説」と省略

ア 重度重複者等に関する教育課程の取扱い

👉 特別支援学校解説総則編 P331～

児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等，卒業後の進路や生活に必要な資質・能力等に応じた教育課程の編成ができるよう，基本的な考え方が規定されました。

障害の状態により特に必要がある場合

→ 各学校で視点を持って教育課程・教育内容を検討するよう整理した

知的障害者である児童生徒の場合

→ 多様な学びの場，選択肢の広がりについて明確に示した

重複障害者の場合

→ 弾力的な教育課程の取扱いができるよう「一部又は全部」に再構成した

重複障害者のうち障害の状態により特に必要がある場合

→ 各教科と自立活動の目標設定の手続きの違いについて示した。

👉 本書 P25 具体的な規定内容表

一人一人の教育的ニーズを合わせた教育課程を編成していく際に，カリキュラム・マネジメントの視点から，なぜ規定を適用したのか理由を明らかにすることが求められます。最初から既存の教育課程の枠組み（重度重複者である児童生徒は，自立活動を主とした教育課程で学ぶなど）に児童生徒を当てはめて考えないようにすることが重要です。

上記の規定を適用した際に取り扱わなかったり替えたりした事項を，その後，どのように事後措置するかを十分考慮して，指導計画を作成します。



イ 知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容

👉 本書 P36

育成を目指す資質・能力の三つの柱（👉本書P7）を踏まえ，知的障がいのある幼児児童生徒が，将来自立し社会参加していくことを目指して，今もてる力を生かし，自ら考え判断し意思を伝えたり伝えようとしたりする意欲を育成することが重要となります。その際，幼稚部から高等部まで，各学部段階を通して育成していく必要があります。

- 中学部に2段階を新設し，内容を充実
- 小学部の教育課程に「外国語活動」を設けることができる
- 特に必要がある場合，個別の指導計画に基づき，相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科の目標及び内容を参考に指導ができるよう規定

どのような場における学びであっても，資質・能力の柱で整理することによって，その一貫性や系統性を説明することが可能になりました。



教科の目標や内容が広がったり整理されたりして，子どもたちの学習の可能性が広がったね。

インクルーシブ教育システム推進により、障がいのある子どもたちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小学校・中学校、高等学校の教育課程との連続性が重視されました。また、重度重複者である子どもが多く在籍している特別支援学校では、多様な障がいの種類や状況に応じた指導や支援の必要性がより強く求められます。（下図参照）

 **特別支援学校解説総則編 P331**

 **この規定は、重複障害者に限定した教育課程の取り扱いではないことに留意する必要があります**



ウ 障害の特性に応じた指導上の配慮を充実 本書 P31

視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由及び病弱者である子どもに対する教育を行う特別支援学校において、各教科の目標及び内容等については小学校または中学校学習指導要領に準ずることとなっています。しかし、指導計画の作成と内容の取扱いについては、児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮しなければなりません。このようなことから、各教科の指導にあたり、障がいの特性に応じた指導上の配慮が充実されました。

- 【視覚障がい】 空間や時間の概念形成の充実
- 【聴覚障がい】 音声，文字，手話，指文字等を活用した意思の相互伝達の充実
- 【肢体不自由】 体験的な活動を通して的確な言語概念等の形成
- 【病弱】 間接体験，疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫



これらは、各特別支援学校の各教科全般にわたる指導上の配慮事項ではあるけれど、配慮事項のすべてではありません。


エ 自立活動の充実 本書 P48

障がいの重度・重複化や発達障がいを含む多様な障がいに応じた指導を一層充実するため、「1 健康の保持」の区分に「(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」の項目が追加されました。また、自己の理解を深め主体的に学ぶ意欲を一層伸長するなどの発達の段階を踏まえた指導を充実するため、「4 環境の把握」の項目も部分的に見直しをしました。さらに、「具体的な指導内容例と留意点」についても充実した記述になっています。子どもたちの多様な障がいの種類や状態等に応じたきめ細やかな自立活動の指導の充実が求められています。



自立活動については、学校の教育活動全体を通じて行うことになっているよ。特に、自立活動の時間は、各教科、道徳科、外国語活動、外国語科、総合的な学習の時間及び特別活動と関連させて行うよ。

幼稚部では

幼児の発達や一人一人の教育的ニーズなどを踏まえて指導するため、以下のように自立活動の充実が図られました。  **特別支援学校解説総則編 P135**

【幼稚部の自立活動】

- ・ 内容の充実
- ・ 個別の指導計画の作成，内容等に関する配慮事項の充実
- ・ 自立活動編解説で自立活動の具体的な指導内容を設定するまでの例を充実



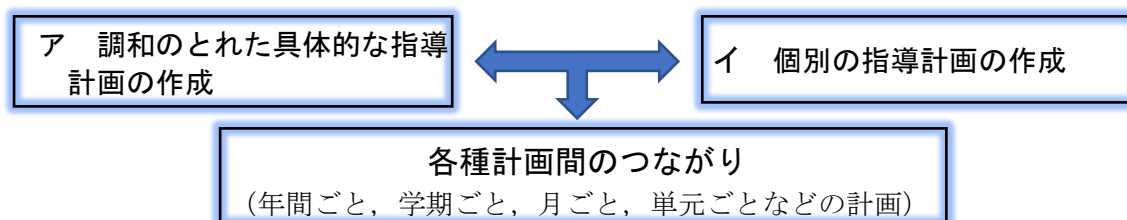
3 自立と社会参加に向けた教育の充実

オ カリキュラム・マネジメント の充実 特別支援学校解説総則編 P194

「社会に開かれた教育課程」の観点から、子どもたちが卒業後に社会で生活する姿を描き、各部段階を通じてどのような子どもたちを育てようとするのか、そのためにどのような教育を行うか等の基本的な考え方を明確にした上で、教育課程編成に必要な考え方を示すことが必要となります。

教育課程の編成、実施、評価及び改善に関する課題を明確にして教職員間で共有し改善を行うことにより、学校教育の質の向上を図り、カリキュラム・マネジメントの充実に努めることが求められます。

【教育課程の編成】「指導計画の作成等に当たっての配慮事項」では、下図ア、イのように規定を分けることで、各種計画間のつながりへの意識を促すようにしました。



年間ごと、学期ごと、月ごと、単元ごとに、一人一人の指導目標、指導内容、指導方法を明確化して指導計画を作るんだね。



【教育課程と学習評価、学習評価の充実】

- ・観点別評価について「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の三観点で整理されました。
- ・各授業と個別の指導計画のPDCA {計画 (Plan) - 実践 (Do) - 評価 (Check) - 改善 (Action)} の過程において、個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価改善につなげる工夫も必要となります。
- ・組織的・体系的な学習評価の取り組みにより、各教科等を超えた単元計画や年間指導計画、そして教育課程の見直しや改善を図ることが求められます。

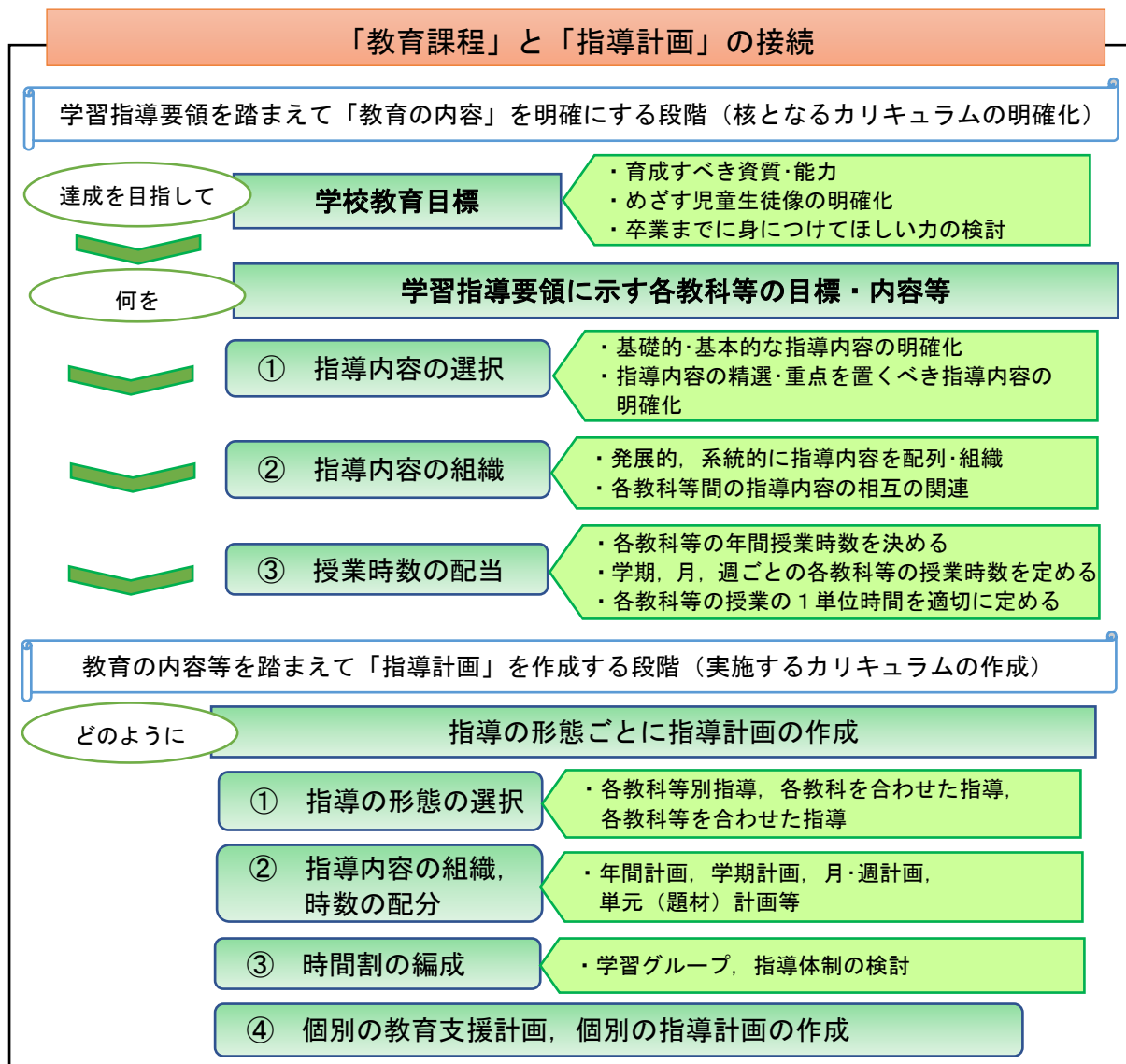


個別の指導計画が一人一人の児童生徒にとって適切であるかどうか、実際の指導を通して明らかにする必要があります。

改めて単元や題材を検討して、より効果的な指導の必要性がある教育課程の評価・改善につなげるよ。



学校教育目標に基づいて、各授業における指導内容、授業時数等カリキュラムが決まります。指導形態の選択、指導内容（単元）の組織化と時間配分、時間割編成、授業を受ける児童生徒の「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を踏まえた各授業における指導計画を作成していく必要があります。



文部科学省 「平成 29 年度新特別支援学校学習指導要領 説明資料」より

学校教育目標達成に向けて計画された教育課程と、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を踏まえた各授業を関連付けて考えることが大切だよ。



幼稚園では

幼稚園教育要領に示された各領域のねらいを通して、各学校の教育目標を達成できるよう、教育課程を編成することが必要です。 特別支援学校解説総則編 P131～

【幼稚園の各領域のねらい】

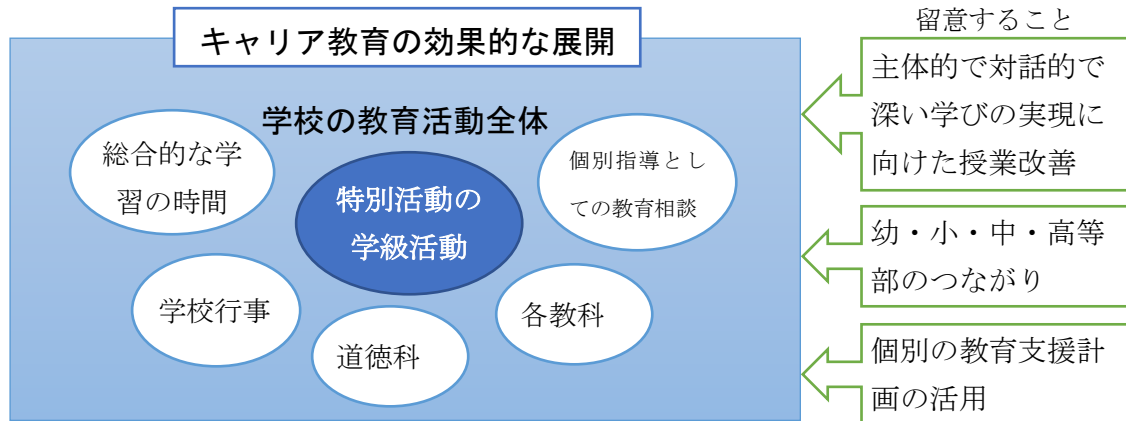
領域「健康」、領域「人間関係」、領域「環境」、領域「言葉」、領域「表現」について、幼稚園に準じた改訂を行いました。

力 キャリア教育の充実



特別支援学校解説総則編 P280

学校教育において、児童生徒に学校で学ぶことと社会との接続を意識させ、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促すキャリア教育の充実を図ることが必要です。キャリア教育は、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取り組みが重要になります。そこで、幼稚部、小学部、中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることが規定されました。



特別活動を要としながら総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習などの機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取り組みが重要です。

幼稚部では

「幼稚部における教育において育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が新設されました。これは、幼児の障がいの状態や特性及び発達の程度等に応じて、教師が指導を行う際に考慮するものとしてしています。



特別支援学校解説総則編 P57

【幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の項目】

- (1) 健康な心と体
- (2) 自立心
- (3) 協同性
- (4) 道徳性・規範意識の芽生え
- (5) 社会生活との関わり
- (6) 思考力の芽生え
- (7) 自然との関わり・生命尊重
- (8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
- (9) 言葉による伝え合い
- (10) 豊かな感性と表現

具体的な姿については、 特別支援学校解説総則編 P59～69



「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに注意しなくてはいけないね。



キ 生涯学習への配慮



特別支援学校解説総則編 P283

卒業後の生活において、スポーツ活動や文化活動などを含め、障がいのある児童生徒が、自己実現を図るための生涯学習全般を楽しむことができるよう、生涯を通して主体的に学んだり、スポーツや文化に親しんだりして、自らの人生をよりよくしていく態度を育成することを規定しました。

ポイント



卒業後においても様々な活動に積極的に参加できるよう、在学中から地域における活動に参加したり、自分に必要な支援について学んだりするなど生涯学習への意欲を高めるようにするよ。

ク 交流及び共同学習の充実 (心のバリアフリーのための交流及び共同学習)



特別支援学校解説総則編 P299 本書 P17

障がい者理解教育、心のバリアフリーのための交流及び共同学習など、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒双方にとっての意義の充実を図る必要性がより強調されました。

【交流の機会】

家庭や地域の人々とともに幼児児童生徒を育てていくという視点に立ち、家庭、地域社会との連携を深め、それぞれが本来の教育機能を発揮し、全体としてバランスの取れた教育が行われることが重要です。そのため、地域の教育資源や学習環境を一層活用することが必要です。

さらに、幼児児童生徒の障がいの状態や特性、心身の発達段階等、また、地域や学校の実態に応じて、異年齢の子どもや高齢者など地域の様々な人々との世代を超えた交流を図っていくことについても配慮が必要です。

【交流及び共同学習】

障がいのあるものとなないものがともに活動する学習
(教育課程に位置付けて)



本書 P17

障がいのある幼児児童生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で大きな意義があるとともに、双方の幼児児童生徒にとって意義深い教育活動となっています。

ケ 知的障害者である子供のための各教科の内容の充実



本書 P36

言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実など、知的障がい者である子供のための各教科の目標及び内容について、育成を目指す資質・能力の視点から充実されました。

- ・日常生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕
- ・数学を学習や生活で生かすこと〔算数、数学〕
- ・身近な生活に関する制度〔社会〕
- ・働くことの意義、消費生活と環境〔職業・家庭〕 など

(2) 視覚障がい者，聴覚障がい者，肢体不自由者又は病弱者である

児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科における

配慮事項の改訂の要点

障がいに応じた指導・支援について

一人一人に応じた指導の充実を目指して、視覚障がい者，聴覚障がい者，肢体不自由及び病弱者である子どもに対する教育を行う特別支援学校においては，子どもの障がいの状態や特性等を十分考慮し，育成を目指す資質・能力を育むために，障がいの特性等に応じた指導上の配慮が充実されました。

① 各教科

視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由及び病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部の各教科の目標，各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては，従前，小学校学習指導要領第2章に示されているものに準ずることとしている。同様に，中学部の各教科の目標，各学年，各分野又はまたは各言語の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについても，中学校学習指導要領第2章に示されているものに準ずることとしている。ここでいう「準ずる」とは，原則として同一ということを示している。しかしながら，指導計画の作成と内容の取扱いについては，小学校又は中学校の学習指導要領に準ずるのみならず，児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮しなければならない。

(後略)

【特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 各教科編 P2】



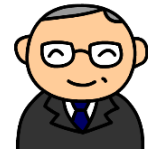
小学校，中学校に「準ずる」ということは「同じ」という意味です。ただし，特性に配慮して行うことが必要なため，「同じ」という表記ではなく「準ずる」という表記になっています。

② 視覚障害者

主に空間や時間の概念形成の充実について、配慮事項が示されました。

学習指導要領
(1) 児童が聴覚、触覚及び保有する資格などを十分に活用して、具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて、的確な概念の形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにすること。
(2) 児童の視覚障害の状態等に応じて、点字又は普通の文字の読み核を系統的に指導し、習熟させること。なお、点字を常用して学習する児童に対しても、漢字・漢語の理解を促すため、児童の発達の段階等に応じて適切な指導が行われるようにすること。
(3) 児童の視覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、 <u>基礎的・基本的な事項から着実に習得できるように</u> 指導すること。
(4) <u>視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材及び音声教材等各種教材の効果的な活用を通して、児童が容易に情報を収集・整理し、主体的な学習ができるようにする</u> など、児童の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。
(5) 児童が <u>場の状況や活動の過程等を的確に把握できるように配慮すること</u> で、 <u>空間や時間の概念を養い</u> 、見通しをもって意欲的な学習活動を展開できるようにすること。

ポイント



積み上げの指導が重視され、着実な習得が求められるようになりました。

教材の効果的な活用、児童の主体的な学習についての工夫が示されました。

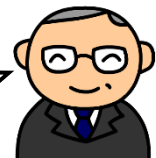
空間や時間の概念形成について示されました。

特別支援学校解説 各教科等編 P3～

指導内容精選に関する事項、情報機器の活用に関する事項、あるいは見通しをもった学習活動の展開ということで改訂が図られました。

ポイント

情報機器や教材の重要性にも触れています。
空間や時間の概念を養うことも大切です。



指導内容の精選には留意が必要なんだね。
また、教師の支援や工夫、配慮された学習も大切だね。

③ 聴覚障害者

手話が言語として認められたことを受け、音声、字、手話、指文字などを活用した意思の相互伝達の充実が示されました。

学習指導要領
(1) 体験的な活動を通して、 <u>学習の基盤となる語句などについての</u> 的確な言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること。
(2) 児童の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うよう工夫すること。
(3) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、音声、文字、手話、 <u>指文字</u> 等を適切に活用して、 <u>発表や児童同士の話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ、</u> 的確な意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫すること。
(4) <u>児童の聴覚障害の状態等に応じて、補聴器や人工内耳</u> 等の利用により、児童の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
(5) 児童の <u>言語概念や読み書きの力</u> などに応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど指導を工夫すること。
(6) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

「的確な言語概念」とは…
→「学習の基盤となる語句などについて」と具体的に示されました。

「意思の相互伝達」の具体的な学習活動の内容が加わりました。

障がいの状態等に応じての配慮が加わりました。

「もっている力」に応じて行うよう明記されました。

特別支援学校解説 各教科等編P7～

言語概念の形成に関すること、言葉等による意思の相互伝達、保有する感覚の活用、指導内容の精選に関する事項について改善が図られました。



児童生徒の障がいの状態や発達段階等に応じた多様な方法を適切に選択・活用し、個に応じた指導の充実、各教科の目標の達成を図ります。



④ 肢体不自由者

体験的な活動を通じた的確な言語概念の形成について示されました。

学習指導要領
(1) 体験的な活動を通して <u>言語概念等の形成を的確に図り、児童の障害の状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成に努めること。</u>
(2) 児童の身体の動きの状態や <u>認知の特性、各教科の内容の習得状況等</u> を考慮して、指導内容を適切に <u>設定し、重点を置く事項に時間を多く配当するなど計画的に</u> 指導すること。
(3) 児童の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。
(4) 児童の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。
(5) <u>各教科</u> の指導に当たっては、特に自立活動の <u>時間における</u> 指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

「言語概念」等の形成、「思考力」「判断力」「表現力」の改定のポイントが記されました。

「認知の特性」や「学習面」等の考慮が加わりました。

「計画的な」指導について、一人一人に応じて重点を置く項目や時間を配慮して指導します。

各教科と自立活動の関連性と、自立活動の時間の充実について記されました。

特別支援学校解説 各教科等編 P11～

児童生徒の障がいの状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成に関する事項の部分、指導内容の設定に関する事項、自立活動の時間における指導に関連する事項において改善・充実を図っています。



指導計画の作成については、重点の置き方、指導の順序、まとめ方、時間配分の工夫をして、指導の効果を高めることが重要です。
そして、各教科の目標を逸脱しないことが大切です。



- ⑤ 病弱者：間接体験，疑似体験などを取り入れた指導方法の工夫について配慮して指導することが，具体的に示されました。

学習指導要領
<p>(1) <u>個々の児童の学習状況</u>や病気の状態，授業時数の制約等に応じて，指導内容を適切に精選し，基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに，指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったり，各教科等相互の関連を図ったりして，効果的な学習活動が展開できるようにすること。</p> <p>(2) 健康状態の<u>維持や管理</u>，改善に関する内容の指導に当たっては，<u>自己理解を深めながら学びに向かう力を高めるために</u>，自立活動における指導との密接な関連を保ち，学習効果を一層高めるようにすること。</p> <p>(3) 体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては，児童の病気の状態や学習環境に応じて，<u>間接体験や疑似体験，仮想体験等を取り入れるなど</u>，指導方法を工夫し，効果的な学習活動が展開できるようにすること。</p> <p>(4) 児童の身体活動の制限や<u>認知の特性，学習環境等</u>に応じて，<u>教材・教具や入力支援機器等</u>の補助用具を工夫するとともに，コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し，指導の効果を高めるようにすること。</p> <p>(5) 児童の病気の状態等を考慮し，学習活動が負担過重<u>となる又は必要以上に制限することがない</u>ようにすること。</p> <p>(6) <u>病気のため，姿勢の保持や長時間の学習活動が困難な児童については，姿勢の変換や適切な休養の確保などに留意すること。</u></p>

一人一人の学習状況にも配慮する旨が加わりました。

健康状態を維持することや自己管理，自己理解することの大切さが記されました

体験を取り入れる等，指導方法を工夫する旨が明記されました。

特性や環境等の配慮，入力支援機器の利用についても明記されました。

制限ばかりにならないよう配慮します。

学習活動が負担過重となる場合の具体的な状態や対応について明記されました。

 **特別支援学校解説 各教科等編 P15～**

病気の変化に応じて弾力的に対応することが大切であるということから，児童生徒が体調の変化に気づいて，対処を求めるなど，自己管理も重要であるという視点から新しい規定が設けられました。



各教科の指導内容のつながりや指導の連続性に配慮した指導計画をたてます。また，可能な限り，主体的・対話的な活動を行い，間接体験や疑似体験，仮想体験等を取り入れるようにします。補助用具や情報機器などを有効に活用してくださいね。



可能な活動はできるだけ実施できるよう，適切に配慮することが必要なんだね。必要以上に制限しないことも大切だね。

(3) 知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等の改訂の要点

◇各教科等

【改訂のキーワード】



特別支援学校の学習指導要領では、
各教科等はどこが改訂されたの？

- ◇学びの連続性の観点からの整理
- ◇育成を目指す資質・能力の三つの柱での整理
- ◇各学部間や各段階とのつながり
- ◇幼・小・中学校の各教科とのつながり

小学校や中学校等の学習指導要領の改訂では、各学校段階のすべての教科等において育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づいて、各教科等の目標や内容が整理されました。

それを踏まえて、知的障がい者である児童生徒のための各教科の目標や内容についても、小学校等の各教科の目標や内容の連続性・関連性を整理することが必要であることが示されました。

障がいのある子どもたちの学びの場の柔軟な選択を踏まえて、幼稚園、小・中・高等学校との教育課程との連続性が重視されました。



知的障がい者である児童生徒のための各教科等の改訂の具体は次のとおりです。

各教科等の改訂の要点

- ア 育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき、各教科等の目標や内容を構造的に示した。
- イ 各段階における育成を目指す資質・能力を明確にするため、段階ごとの目標を新設した。
- ウ 各段階の円滑な接続を図るため、各段階の内容のつながりを整理し、段階間で系統性のある内容を設定した。
- エ 社会の変化に対応した内容の充実を図った。
- オ 小学部において、児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて外国語活動を設けることを規定した。
- カ 児童生徒が就学する学部に対応する学校段階までの小学校学習指導要領等における各教科等の目標及び内容の一部を取り入れることができるよう規定した。



特別支援学校解説各教科等編 P22

具体的に見てみよう！



ア 育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき、各教科等の目標や内容を構造的に示した

- 中央教育審議会答申（H28. 12. 21）では、「小学校等の各学校段階のすべての教科等において育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき、各教科の目標や内容が整理されたことを踏まえ、知的障がい者である児童生徒のための各教科の目標や内容について、小学校等の各教科の目標や内容との連続性・関連性を整理することが必要であること」が示されました。

小学校等の通常の学級や特別支援学級、特別支援学校等、多様な学び場における教育課程の連続性を確保することが大切なんだ！



イ 各段階における育成を目指す資質・能力を明確にするため、段階ごとの目標を新設した

○中央教育審議会答申では、「小・中学部及び高等部の各段階において、育成を目指す資質・能力を明確にすることで計画的な指導が行われるよう、教科の目標に基づき、各段階の目標を示すこと」と示されました。

各教科の目標が段階ごとに示されるようになったことで、指導計画の作成や授業を実施する上での目標を、児童生徒の実態に応じたものに設定することが重要になりました。



特別支援学校解説各教科等編 P550～に、各教科等の目標と内容の一覧が示されています。

ウ 各段階の円滑な接続を図るため、各段階の内容のつながりを整理し、段階間で系統性のある内容を設定した

【各段階の構成】



特別支援学校解説各教科等編 P24

中学部 2段階	中学部1段階を踏まえ、生徒の日常生活や社会生活及び将来の職業生活の基礎を育てることをねらいとする内容を示している。
中学部 1段階	小学部3段階を踏まえ、生活年齢に応じながら、主として経験の積み重ねを重視するとともに、他人との意思の疎通や日常生活への適応に困難が大きい生徒にも配慮した内容を示している。
小学部 3段階	知的障害の程度は、他人との意思の疎通や日常生活を営む際に困難が見られる。適宜援助を必要とする者を対象とした内容を示している。
小学部 2段階	知的障害の程度は、1段階ほどではないが、他人との意思の疎通に困難があり、日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする者を対象とした内容を示している。
小学部 1段階	主として知的障害の程度は、比較的強く、他人との意思の疎通に困難があり、日常生活を営むのにほぼ常時援助が必要である者を対象とした内容を示している。

これまで「1段階」のみで示されていた中学部については、新たに段階を設けて「1段階」及び「2段階」と設定されたんだね。



エ 社会の変化に対応した内容の充実を図った

○中央教育審議会答申では、「小学校等の各教科の内容の改善を参考に、社会の変化に対応した知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の内容や構成の充実を図ること」が示されました。

社会の変化に対応した内容の充実を図るために、例えば、国語科における日常生活に必要な国語のきまり、算数科、数学科における生活や学習への活用、社会科における社会参加や生活を支える制度、職業・家庭科における働くことの意義、家庭生活における消費と環境などを充実しました。

変化する社会を生き抜く子どもたちの姿を描き、育成を目指す資質・能力は、各教科で何を学ぶことにより育成することができるのかを検討することが大切になります。



オ 小学部において、児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて外国語活動を設けることを規定した

○中央教育審議会答申では、「小学校における外国語教育の充実を踏まえ、小学部において、児童の実態等を考慮のうえ、外国語に親しんだり、外国の言語や文化について体験的に理解や関心を深めたりするため、教育課程に外国語活動の内容を加えることができるようにすることが適当であること」と示されました。

今回の改訂では、児童や学校の実態を考慮の上、小学部3学年以上に、必要に応じて外国語活動を設けることができるようになりました。



カ 児童生徒が就学する学部に相当する学校段階までの小学校学習指導要領等における各教科等の目標及び内容の一部を取り入れることができるよう規定した

○中央教育審議会答申では、「障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、既に当該各部の各教科における段階の目標を達成しているなど、特に必要な場合には、個別の指導計画に基づき、当該各部に相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領等の各教科の目標・内容等を参考に指導できるようすることが適当であること」が示されました。

小学校等の各教科との連続性を踏まえて指導の充実を図ることが、インクルーシブな教育の推進において重要ということなんだね。



指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱いについて

○今回の改訂では、指導計画の作成や各教科全体にわたる内容の取扱いに配慮することができるように、小学部及び中学部の各部の各教科のそれぞれ（小学部は第7，中学部は第10）に新設されました。

第4節	小学部の各教科
第1	生活
第2	国語
第3	算数
第4	音楽
第5	図画工作
第6	体育
第7	小学部における指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

第5節	中学部の各教科
第1	国語
第2	社会
第3	数学
第4	理科
第5	音楽
第6	美術
第7	保健体育
第8	職業・家庭
第9	外国語
第10	中学部における指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

○「指導計画の作成や各教科全体にわたる内容の取扱い」の中で今回の改訂で新設されたものは次のとおりです。

具体的に見てみよう！



特別支援学校解説各教科等編 P248～

2 個々の児童の実態に即して、教科別の指導を行うほか、必要に応じて各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動を合わせて指導を行うなど、効果的な指導方法を工夫するものとする。その際、各教科等において育成を目指す資質・能力を明らかにし、各教科等の内容間の関連を十分に図るようとするものとする。

◇各教科等において育成を目指す資質・能力を明確にすること
◇各教科等の指導内容の関連等に十分に配慮すること
◇適切な指導の形態を選択して、カリキュラム・マネジメントを行っていくことが新設のポイントです。



4 第1章総則の第2節の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などと関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳に示す内容について、各教科の特質に応じて適切な指導をするものとする。

各教科の特質に応じて、道徳科に示す内容と関連付けて適切に指導する必要があるんだね。

各教科を合わせて指導を行う場合にも、全体計画との関連や、各教科と道徳科で示す目標及び内容と相互に関連させて指導の効果を高め合うようにすることが大切なんだ。

 **本書 P46 コラム3**



6 児童の実態に即して自立や社会参加に向けて経験が必要な事項を整理した上で、指導するよう配慮するものとする。

小学部段階からのキャリア教育の充実に関わって、将来の自立と社会参加を見通した計画的な指導を、小学部段階からより一層充実させていくことが重要です。



◇各教科等を合わせた指導



各教科等を合わせた指導って何ですか？

【各教科等を合わせた指導】

- ◇日常生活の指導
- ◇遊びの指導
- ◇生活単元学習
- ◇作業学習 など

知的障がいのある児童生徒の学習上の特性としては、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場面の中で生かすことが難しいことや、成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことなどが挙げられます。

このような児童生徒は、学校での生活を基盤として学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について合わせて授業を行うことができます（学校教育法施行規則 130 条 2 項）。この指導の形態が「各教科等を合わせた指導」です。

各教科等を合わせて指導を行う際は、児童生徒の知的障がいの状態、生活年齢、学習状況や経験等に即して計画を立てるとともに、各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科等の目標を達成していくことになり、育成を目指す資質・能力を明確にして指導計画を立てることが重要です。

日常生活の指導

- 児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動について知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を踏まえながら計画的に指導するものである。



特別支援学校解説各教科等編 P31

遊びの指導

- 主に小学部段階において、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくものである。



特別支援学校解説各教科等編 P32

生活単元学習

- 児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するものである。



特別支援学校解説各教科等編 P32

作業学習

- 作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。



特別支援学校解説各教科等編 P33



生活単元学習

生活単元学習とは

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するものである（特別支援学校解説各教科等編 P32）。

生活単元学習では、広範囲に各教科等の目標や内容を扱うこととなります。児童生徒の学習活動は、実際の生活上の目標や課題に沿って指導目標や指導内容を組織することが大切だね。



指導計画を作成する上で考慮すること

- ① 単元は、実際の生活から発展し、児童生徒の知的障害の状態や生活年齢等及び興味や関心を踏まえたものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。
- ② 単元は、必要な知識や技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等の育成を図るものであり、生活上の望ましい態度や習慣が形成され、身に付けた指導内容が現在や将来の生活に生かされるようにすること。
- ③ 単元は、児童生徒が指導目標への意識や期待をもち、見通しをもって、単元の活動に意欲的に取り組むものであり、目標意識や課題意識、課題の解決への意欲等を育む活動をも含んだものであること。
- ④ 単元は、一人一人の児童生徒が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、学習活動の中で様々な役割を担い、集団全体で単元の活動に協働して取り組めるものであること。
- ⑤ 単元は、各単元における児童生徒の指導目標を達成するための課題の解決に必要なかつ十分な活動で組織され、その一連の単元の活動は、児童生徒の自然な生活としてのまとまりのあるものであること。
- ⑥ 単元は、各教科等に係る見方・考え方を生かしたり、働かせたりすることのできる内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な意義のある経験ができるよう計画されていること。

【特別支援学校解説各教科等編 P33】

生活単元学習の指導を計画するにあたっては、一つの単元が、2、3日で終わる場合もあれば、1学期など長期にわたる場合もあるため、年間における単元の配置、各単元の構成や展開について組織的・体系的に検討し、評価・改善する必要があります。



各教科等で育成を目指す資質・能力を明確にする視点について

今回の学習指導要領の改訂では、各教科等を合わせた指導について次のような指摘がされています。

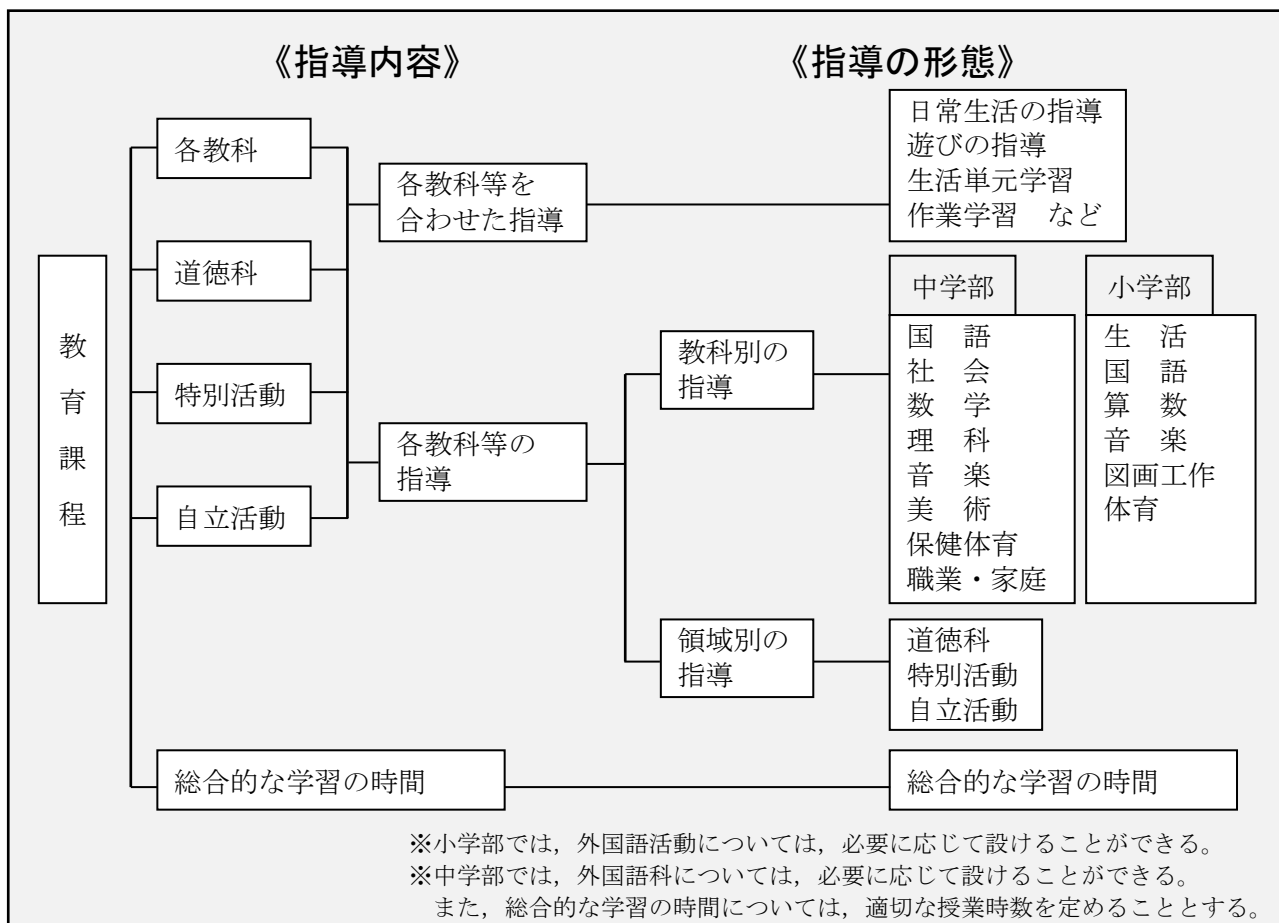
- 知的障害のある子供たちにとって、各教科の指導は、将来の生活に必要な豊かな「見え方・考え方」を育む機会であり、子供たちの日常生活に直接つながる学習活動のみにとどまらず、子供たちの将来の自立や社会参加に向けて必要な資質・能力を育成する視点から指導計画を立てることが重要である。
- 知的障害のある子供たちのための各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科等において定められている目標を達成する必要があるため、各教科等の学習を通して育成する資質・能力を明確にして指導を行うことが必要である。
- 各教科等を合わせて指導を行う場合に、各教科等の目標に照らした観点別の学習評価規準を設定して評価する先行的な取り組みも行われている一方で、必ずしも各教科等の目標が十分に意識されずに指導や評価が行われている場合がある。

【「特別支援教育部会における議論のとりまとめ（平成28年7月19日中央教育審議会教育課程部会）」より】

各教科等を合わせた指導の構成要素である各教科等のそれぞれの目標を明確にして単元を計画することが大切です。



知的障がい特別支援学校小学部・中学部の教育課程



生活単元学習の授業づくりのプロセス（例）

単元を構想する前に・・・個別の指導計画の作成

- 日頃の姿や各種アセスメント結果等を分析し、児童生徒の願い、発達の段階、可能性の芽、教育課題等について、各項目のつながりを意識しながら明記します。
- 学習指導要領に示されている知的障がい特別支援学校の各教科の目標と内容に照らして、児童生徒の既習の教科内容から、現段階で育成を目指す教科の力を明記します。

授業づくりのプロセス

ポイント

児童生徒の主体的な姿を分析し支援のヒントを探りましょう。学習指導要領の各教科の目標と内容は要チェック！



構想の段階

- その時期の児童生徒の生活や興味・関心等を分析し、集団として主体的かつ意欲的に取り組めそうな、生活のテーマを考えます。
- テーマに寄せる児童生徒一人一人の願い（単元の目標）を推察しながら、単元成立までの流れ（醸成の段階）と単元の流れを構想します。

ポイント

児童生徒が、自然な流れで主体的に単元の活動に入れるように、一人一人の興味関心と集団としての興味関心の両方を大切にしよう。



醸成の段階

- 単元の成立に向けて、児童生徒一人一人の活動意欲が高まり、活動のめあてと見通しが確かになっていく期間です。
- テーマに向けて、めあてと見通しがもて、自ら活動を始める姿が見られたときを「単元の成立」と考えます。

ポイント

- 単元に入る前に、個別の指導計画に記述してある、現段階で目指す教科の力に照らして、本単元を通して期待できる具体的な教科の育ちを考えます。

まずは、児童生徒の興味・関心に基づく生活づくりを大切にして、その上で期待できる教科の育ちも明確にしよう。



単元名（テーマ）：「○○○○○○○○○」

単元の初期

- 児童生徒一人一人が、テーマに沿って、個人やペア、グループ、集団等でもてる力を存分に発揮して活動します。

単元の中盤

- 人や物等への関わりを深めながら、願いを実現する生活を繰り返します。
- 教師は、日々の授業における児童生徒の姿を分析し、授業の更なる充実に向けて「できる状況※1」を整え、「共同生活者※2」として活動します。

単元の終末

※1「できる状況」…児童生徒が首尾よく成し遂げることができる状況

※2「共同生活者」…テーマ達成に向けて、共に遊び、共に活動し、共に作業する存在

評価
次の単元へ
※必要に応じて
個別の指導計画を修正

- 児童生徒の願いは達成できたのか、それを支えた教師の指導・支援について評価します。

- 個別の指導計画に記述してある、「可能性の芽」や教育課題につながる育ちの姿が見られたのか、それを支えた教師の指導・支援について評価します。

- 期待した教科の育ちが見られたのか、それを支えた教師の指導・支援について評価します。

学習指導案については P65

「総合的な学習の時間」の全体計画・年間指導計画の作成

学習指導要領の改訂で、「総合的な学習の時間」の目標が整理されました。「総合的な学習の時間」での学びが学校教育目標の実現となるように「つながり」を意識しましょう。

全体計画の例

全体計画作成のための3要件は、

- ① 学校教育目標
- ② 各校の目標
- ③ 各校の内容（ふさわしい探究課題・育成を目指す具体的な資質・能力）

A特別支援学校（聴覚障害） 総合的な学習の時間「まなびタイム」 全体計画（例）

<p><児童・生徒の実態></p> <ul style="list-style-type: none"> ○友だちや先生の話をよく聞き、互いの良さを認め合う姿が見られる ○人の役に立つこと、働くこと、職業への意識が高まっている △自分から事象に関わるものが少なく、自分の考えを言えない傾向がある 	<p><学校教育目標></p> <p>一人一人の児童生徒が「ともに生き、ともに学ぶ」中で、自己の可能性が広がるよう支援し、生きる力を育む</p>	<p><保護者の願い></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校での活動に自分から取り組み、意欲的に学んでほしい。 ・さまざまな事象に興味・関心をもち、自分でできることを増やしてほしい 																					
<p><地域の様子></p> <p>〈ひと〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ボランティアや職場実習等がかかわる人々が多い <p>〈もの〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田畑や河川などに囲まれており、学級や学年に田畑を借用している <p>〈こと〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住地区や近隣の小中学校、他の特別支援学校との交流活動がある 	<p><まなびタイムの目標></p> <p>自分と地域の「ひと・もの・こと」との関わりについて、探究的な活動を通して総合的に追究する力を身につけ、そこにある問いを主体的に見だし、仲間と協力して問題を解決するとともに、自己のあり方や生き方を見つけることができる</p>	<p><地域の願い></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の人との交流を通して、様々な人と積極的に関わってほしい 																					
<p><育成を目指す具体的な資質・能力></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"><ふさわしい 探究課題></th> <th>知識及び技能</th> <th>思考力 判断力 表現力等</th> <th>学びに向かう力 人間性等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交流</td> <td>交流相手校で学んでいる友だちの良さ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・交流相手校の様子や友だちの良さを理解する ・交流相手校の地域の様子な校風等について調べたり、整理したりする </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な問題状況の中から、適切に課題を設定する ・課題解決を目指して事象を比較したり、因果関係を推測したりして考える </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の将来を考え、夢や希望をもつ ・自分の目標を明確にし、課題解決に向けて計画的に行動する </td> </tr> <tr> <td>職業</td> <td>地域で働く人々の仕事に対する姿勢や願い</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・職場実習や職場見学から仕事の大切さを理解する ・実習で得た情報を比較したり、分類したりする技能を身につける </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・異なる意見や他者の考えを尊重した上で、自分の考えを分かりやすく伝える </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・互いの特徴を生かし協働して課題を解決する ・課題の解決に向けて、社会活動に参画する </td> </tr> <tr> <td colspan="2">(以下、略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			<ふさわしい 探究課題>		知識及び技能	思考力 判断力 表現力等	学びに向かう力 人間性等	交流	交流相手校で学んでいる友だちの良さ	<ul style="list-style-type: none"> ・交流相手校の様子や友だちの良さを理解する ・交流相手校の地域の様子な校風等について調べたり、整理したりする 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な問題状況の中から、適切に課題を設定する ・課題解決を目指して事象を比較したり、因果関係を推測したりして考える 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の将来を考え、夢や希望をもつ ・自分の目標を明確にし、課題解決に向けて計画的に行動する 	職業	地域で働く人々の仕事に対する姿勢や願い	<ul style="list-style-type: none"> ・職場実習や職場見学から仕事の大切さを理解する ・実習で得た情報を比較したり、分類したりする技能を身につける 	<ul style="list-style-type: none"> ・異なる意見や他者の考えを尊重した上で、自分の考えを分かりやすく伝える 	<ul style="list-style-type: none"> ・互いの特徴を生かし協働して課題を解決する ・課題の解決に向けて、社会活動に参画する 	(以下、略)					<p>よのよ課題を解決し、自分の生き方をまもる（生涯学習）</p>
<ふさわしい 探究課題>		知識及び技能	思考力 判断力 表現力等	学びに向かう力 人間性等																			
交流	交流相手校で学んでいる友だちの良さ	<ul style="list-style-type: none"> ・交流相手校の様子や友だちの良さを理解する ・交流相手校の地域の様子な校風等について調べたり、整理したりする 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な問題状況の中から、適切に課題を設定する ・課題解決を目指して事象を比較したり、因果関係を推測したりして考える 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の将来を考え、夢や希望をもつ ・自分の目標を明確にし、課題解決に向けて計画的に行動する 																			
職業	地域で働く人々の仕事に対する姿勢や願い	<ul style="list-style-type: none"> ・職場実習や職場見学から仕事の大切さを理解する ・実習で得た情報を比較したり、分類したりする技能を身につける 	<ul style="list-style-type: none"> ・異なる意見や他者の考えを尊重した上で、自分の考えを分かりやすく伝える 	<ul style="list-style-type: none"> ・互いの特徴を生かし協働して課題を解決する ・課題の解決に向けて、社会活動に参画する 																			
(以下、略)																							
<p><指導方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各教科との関連を意識した学習活動の展開 ・言語活動を積極的に取り入れた学習活動の充実 	<p><学習の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人内評価の重視 ・指導と評価の一体化の重視 ・学期末や学年末における指導計画の評価と改善 ・授業分析による学習指導の評価と授業改善 	<p><指導体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年を中心とした指導とサポート体制を構築 ・学年会での情報交換 ・担任以外の職員による支援体制の確立 																					

<主な学習活動>

小学部	中学部	高等部（総合的な探究の時間）
居住地区や近隣の学校の友だちと一緒に学ぼう、楽しもう	〇〇特別支援学校の文化祭で、自分の学校を紹介しよう	自分を見つめ、社会を見つめ、人生を考えよう

資質・能力の三つの柱で設定

自校の探究課題に応じて「知識及び技能」を設定する

課題解決に向けた探究的な学習の過程を意識する（学習方法）

自分自身に関すること、他者や社会との関わりに関する意識

「総合的な学習の時間」は、地域や学校、子どもたちの実態に応じて創意工夫を生かした内容を定めることが期待されているため、自校で具体的に内容を設定します。

年間指導計画は、子どもたちの学習状況を適切に把握しながら、右の4点に配慮して作成しましょう。

【年間指導計画作成のポイント】

- ① 子どもの学習経験を配慮すること
- ② 季節や行事など、適切な活動時期を生かすこと
- ③ 各教科との関連を明らかにすること
- ④ 外部の教育資源の活用及び異校種との連携や交流を意識すること

年間計画の例

B特別支援学校（肢体不自由） 小学部4年生 年間指導計画 例

	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月			
総合的な学習の時間(70)	大好きみどり川 一出発！ みどり川探検隊－(28) ○川と繰り返し関わり、川への思いを深める。 ○活動で発見した気持ち、思いを書きためる。 ○みどり川を愛する食の方と活動を共にして、みどり川への思いを知る。				大好きみどり川 一とことん探究！ みどり川探検隊－(30) ○自分が興味をもったことについて探究し、川について自分の考えをもつ。 ○探検や調査活動を通して感じたこと、考えたこと、自分の思いを身近な人に伝える。						
国語(245)	本と出会う、友だちと出会う	陣のつながり、陣をつけて読む	陣	伝えたいことをはっきりさせて書く	本と友だちの本のさがし方	になろう	調べて発しよう	陣	場面を比べて読む	資料の調べ方を考えよう	調べたことを知らせよう
社会(90)	住みよいらしくまつける地図の見方		ごみのしまつと利用	水はどこから	山ちくにごる用水	のこしたのつたたいもの	わたしたちの黒黒のようす	くらと土地のようす			
算数(175)	大きな数	円と球	わり算	1けたでわるわり算	資料の整理	角	三角	2けたでわるわり算	面積	小数	がい数
理科(105)	あたたくなると	電気のはたらき	暑くなると	夏の星	私の研究	もののかさと力	もののかさと温度	水のすがたとゆくえ			
音楽(60)	歌と楽器のひびきを合わせよう		日本の音楽に親しもう	・花笠音頭 神田ばやし ・こきりこぶし	いろいろなみどり川の音を作ろう	のちがいをかんじよう	ふしのとくちようをかんじよう	ふしのとくちようをかんじよう			
図工(60)	たしかめながら	ざいりよう物語	きらきら光る絵	絵の具のふしど	石ころアート	みどり川の生き物	わずれられない日	ワンダーランドへようこそ	ぬのから生まれた	ゆめを広げて	
体育(105)	集団行動	かけっこリレー	リズムダンス	一輪車	体力テスト	水泳	男女の体にズームイン	サッカー	ジョギング	マット運動	
	バスケットボール	スポーツフェスティバルに備えて	ハンドベースボール				ハードル走		跳び箱運動		

「単元名」「主な学習活動」「活動期間」「予定時数」「他教科との関連」などの要素が含まれる

年間計画を基に単元を構想する際には、子どもたちにとって意味のある課題の解決や探究的な学習活動のまとめりとなるようにすることが大切です。そのため、学校として毎年実施する単元計画が存在する場合でも、改めて目の前の子どもの実態に即して、単元を見直しましょう。

全体計画にある「各学校の目標」「ふさわしい探究課題」「育成を目指す具体的な資質・能力」をもとに、各学年や各部毎に計画を立てましょう。



コラム3

特別の教科「道徳科」の全体計画・別葉の作成

道徳教育を進めるにあたっては、各学校において道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成することとなっています。全体教育とは、学校における道徳教育の基本を示すものであり、以下の内容が含まれます。

- ・学校の教育目標、道徳の重点目標、各学年の重点目標
- ・道徳科の指導の方針
- ・作成の観点や重点目標に関わる指導の工夫など
- ・各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動などにおける道徳教育の指導の方針、内容及び時期
- ・特色ある教育活動や豊かな体験活動の指導の方針、内容及び時期
- ・学級、学校の人間関係、環境の整備や生活全般の指導の方針
- ・家庭、地域社会、他の学校や関係機関との連携の方法
- ・道徳教育の推進体制
- その他



全体計画の例

〇特別支援学校 道徳科 全体計画 (例)

関連法規		学校の教育目標		道徳教育の推進体制	
日本国憲法 教育基本法 学校教育法 学習指導要領 県の教育方針		一人一人の児童生徒が「ともに生き、ともに学ぶ」なかで、自己の可能性がひろがるよう支援し、生きる力をはぐくむ		学校の教育目標で、学年の年間授業計画内	
社会の要請・地域や生徒の実態		学校の道徳教育の重点目標 自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、思いやりの心を育てる。		道徳教育の重点目標 科グループと連携を図りながら進め、部集会では関連する内容を意識し、教科連携から進め、授業を行う。	
各部の重点目標 ・様々な障害が集まっている児童生徒の良さを認め合う姿が見られる。 ・普段の生活の中で困っている友だちを助けたり、励まし合ったりする姿が増えつつある。 ・交流などの体験学習を通して、様々な人と積極的にかかわる姿が増えつつある。		道徳教育の重点目標(重点指導項目) 小学部 友だちや先生と仲良くなり、楽しい学校生活を送れるようにする。【信頼友情、愛校心】 中学部 生徒の障害に基づく種々の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養う。経験の拡充を図り、豊かな心を育てる。【希望・勇気・強い意志】 高等部 各教科の目標に照らし合わせながら、場に応じて指導を行う。【役割と責任の自覚】		学年の時間を使って、学年の職員年間授業計画内容を参考に進める。 ・グループの時間において、グループで内容等を検討しながら進める。 各教科・総合的な学習の時間、特別活動において、年間計画に基づいて	
各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動における関連内容					
小学部	生活科： 基本的な日常生活習慣を身に付け、安定した気持ちで友だちと仲良く学校生活を送れるようにする。 国語・算数： 自己表出の力、コミュニケーションの力を養う。 特別活動： 小学部道徳年間授業計画内容(詳細は別紙)による。 自立活動： 心理的な安定、人間関係の形成、コミュニケーションの力を養う。	中学部	情報モラル教育： ネットマナーを知り、正しくインターネット、携帯電話を利用できるようになる。 性教育： 生命誕生の神秘に触れ、自分の命の大切さを知る。 自立活動： 様々な人とのかかわりを体験し、心理的な安定、人間関係の形成、コミュニケーションの力を養う。	高等部	生活単元： 人とのかかわりを楽しみながら、自分の気持ちを伝えたり、相手の気持ちを理解したりすることができるようになる。体験を積んでいく中で、豊かな生活の良さを感じ取ることができる。 季節や時期に応じた行事や活動を通して、季節感のある生活ができる。 作業学習： 製品を開発、製作、販売するという一連の活動を体験することによって、生徒個々の働く力や生活する力などの可
国語	・話し合い活動やディベートなど、互いの立場や考えを尊重しながら、言葉で伝え合う力を育てる。 ・いろいろな文章に触れたり、小論文、作文を書いたりすることで、思考力や想像力を伸ばし、心情を豊かにし、言語感覚・書道や、短歌、俳句などの文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てる。	地理歴史	我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色の理解と認識を深めることによって、伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛すると共に、他国を尊重し国際社会の平和と発展に貢献する。	数学	・数理論理的な考え方を学ぶことを通して、集団生活のルールに沿って生活や学習をしようとする態度を育て、様々な局面
自立活動	社会において主体的に生活していくことができるよう、日常生活や作業に必要な動作を身に付けたり、より多くの人や物と関わり、安定した対人関係の基礎を培いコミュニケーションがとれる力をつけたりする。				
生徒指導等における関連			学校の環境の充実		
・人権教育年間指導計画(別紙)にそって人権教育を進める。 ・人権週間を通して、仲間作り、周囲の人たちへの感謝の心や思いやりの気持ちを持つ。			部を越えて、児童・生徒理解を図り、共通の立場に立ち、状況に応じて努める。		
家庭・地域との連携			異校種との連携		
児童生徒の豊かな人間性や社会性の育成を図るため、保護者、医療機関、地域等との連携を図り、将来地域の一員として生活していこうとする態度を育てる。			・提携校や居住地校、それ以外の学校との様々な交流及び共同児童生徒の経験を広げ、社会性を養い、望ましい人間関係を育てる。 ・提携△△高校との交流で、集団活動を企画する力、仲間と協力し、思いやりの心を育てる。		

全体計画を作成したら、各教科とのつながりを考えて、別葉を作成しましょう。

道徳科の時間だけでなく、道徳科以外の学習活動全体にわたって、どの時期にどんな内容で指導するのかが示されたものが別葉です。

別葉はいくつかの形式があります。指導時期をもとに構成されるもの、道徳科の項目をもとに構成されるものなどありますが、いずれにしても各教科との関連が明らかになっているものであることが必要です。簡単でいいので、まずは作成して実施してみましょう。

【別葉作成のポイント】

- ① 各教科との関連を明らかにすること
- ② 季節や行事など、適切な活動時期を生かすこと
- ③ 子どもの学習経験を配慮すること
- ④ 外部の教育資源の活用及び異校種との連携や交流を意識すること

別葉の例

C特別支援学校 中学部1年生 年間指導計画(例)

内容	国語	社会	数学	理科・保健	道徳
1 A (1) 自主、自律、自由と責任					小さな決断 (10月) 許せないよね (2月)
2 A (2) 節度、節制	情報を的確に聞き取る (5月)				自然教室での出来事 (7月) 時を長く人 (12月)
3 A (3) 向上心、個性の身長			平面図形 (11月) 空間図形 (1月)	家族 (6月)	晴美さんの涙 (6月) 石段の思い出 (11月)
4 A (4) 希望と勇気、克己と強い意志	シカの落ち穂拾い (9月)				この人は誰か 松竹梅草 (4月) 夢への挑戦 (2月) まはるのスカートがっ (12月)
5 A (5) 真理の探究、創造			変化と対応 (10月)	身のまわりの (7月)	空の勇者 リンドバーク (12月)
6 B (6) 思いやり、感謝	空を見上げて (7月)				父の言葉 (5月) 誰かのために (10月) 涙 (12月) 誠実な心 (12月)
7 B (7) 礼儀	好きなものを紹介しよう (6月) 星の花が降るころに (9月)				挨拶する (4月)
8 B (8) 友情、信頼	ちょっと立ち止まって (6月)				いつもいっしょ (5月) 華のうららの勇気あり (7月)
9 B (9) 相互理解、寛容					子どもたちが教えてくれた (11月)
10 C (10) 遵法精神、公德心、					ルールを守る心 (5月) 郵便局でのできごと (10月)
11 C (11) 公正、公平、社会正義					魚の涙 (11月)
12 C (12) 社会参画、公共の精神			正の数・負の数 (4月)	大地の変化 (1月)	もがいの意味を見直す (10月) 公園の差違 (2月) 私の職業を奪わないで (10月)
13 C (13) 勤労	松守三代 (12月)				
14 C (14) 家族愛、家庭生活の充実					母の涙 (6月)
15 C (15) よりよい学校生活、異国生活の充実	グループディスカッション (11月)		文字の式 (6月) 算数の活用 (2月)		4 (5月) 12 (12月) 1 (1月)
16 C (16) 郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度		歴史の流れをとらえよう (6月)			初めてのお祭り (9月) わたしを育てたふるさと (9月)
17 C (17) 我が国の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度	いろは歌 (10月) 漢字の玉の皮 (10月)	昔ながらの日本 (6月) 昔ながらの日本 (2月)			Tina (1月) 日本の美を求めて東山 魁夷 (1月) 世界の友情は奪れない
18 C (18) 読書活動、読書習慣の定着	文字の魅力を探る	世界のさまざまな			

「単元名」「主な学習活動」「活動期間」「予定時数」「他教科との関連」などの要素が含まれる

全体計画にある「学校の教育目標」「学校の道徳教育の重点目標」「各部の道徳の重点目標」をもとに、各学年や各部毎に計画を立てましょう。



【評価について】 困難さの状況ごとの配慮を踏まえることが必要


- ・相手の意見を取り入れつつ自分の考えを深めているか
- ・児童生徒が多面的・多角的な見方へ発展させていたか
- ・道徳的価値を自分のこととしてとらえていたりしているか

『成長の様子を積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価を行うこと』が大切です。

3 自立活動編

(1) 自立活動の内容（6区分27項目）

障がいのある幼児児童生徒の場合は、その障がいによって、日常生活や学習場面において様々なつまずきや困難が生じることから、心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは十分とは言えません。個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となります。このため、各教科等に加えて、特に自立活動の領域を設定し、それらを指導することによって、人間として調和のとれた育成を目指します。

 **特別支援学校学習指導要領解説自立活動編 P21**
(以下 P53 まで：解説自立活動編 P〇と省略)

具体的な内容は以下のとおりです。【6区分27項目】

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。
- (5) 健康状態の維持・改善に関する事。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

前回の内容と違う所はどこですか？



下線部が加わり、6区分26項目が6区分27項目になりました。

 **解説自立活動編 P18**

「発達障がいや重複障がいを含めた、多様な障がいに応じた指導を一層充実するため」です。

「自己理解を深め、主体的に学ぶ意欲の一層の伸長など、発達の段階を踏まえた指導の充実のため」です。

「周囲の状況把握にとどまらず、的確な判断や行動ができるようにすることを明確にするため」です。

自立活動の自立は、日常生活や学習場面において、子どもたちが困っていることを改善・克服していくという視点です。自立＝なんでも自分ですするという、一般的なイメージとは少し違いますね。



(2) 自立活動への取り組み方

今回の改訂では、自立活動への取り組み方についても、変更点があります。

【特別支援学校】では…、自立活動の時間における指導と各教科等の指導との密接な関連を保つ重要性は変わりません。この各教科等に「外国語活動」も改めて含められました。👉 **解説自立活動編 P18**

これまでの特別支援学級、通級による指導については、「特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ…、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと」という記述でした。

小・中学校の【特別支援学級】では…、「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、…自立活動を取り入れること」と、学習指導要領に新たに示されました。👉 **学習指導要領 P24 (小) P25 (中)、本書 P15**

小・中・高等学校の【通級による指導】では…、「自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする」と、学習指導要領に新たに示されました。👉 **学習指導要領 P24 (小) P26 (中) P20 (高)、本書 P16**

自立活動は、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導が中心ではありますが、各教科等の指導においても、密接な関連を図って行います。そして、自立活動の指導が各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っています。

👉 **解説自立活動編 P21・22**

「日常生活の指導」指導案: 本書 P128 / 「SSTの指導」指導案: 本書 P134

通級による指導でも、自立活動における個別の指導計画を作成して、指導を展開していく必要があります。単に各教科の学習の遅れを取り戻すための場ではないということです。教室を運営する時に、注意していきましょう。

これからは、より一層、自立活動を教育活動に位置付けていきましょう。

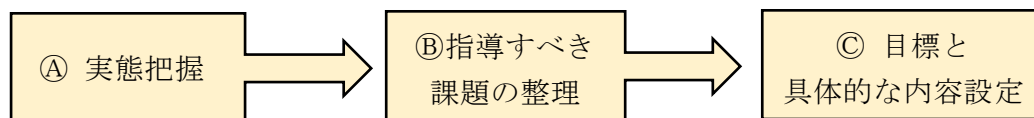


(3) 自立活動の目標設定と指導内容

自立活動の内容【6区分 27項目】は、すべてを指導すべきものとして示されているものではありません。その子の実態に応じて、必要な項目を選定していきます。

ここからは、その子の実態把握を出発点にして、取り組むべき内容を決めだしていく手順について紹介します。👉 **解説自立活動編 P24~31**

自立活動の指導については、この後紹介する**流れ図**を参考にしながら、「**実態把握**」から「**具体的な指導内容の設定**」に至るまでの**イメージをもつことが大切**です。6区分 27項目の内容は、指導内容を検討する時の視点とも言えます。



この図は、実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの例（流れ図）です。

👉 **解説自立活動編 P28** に紹介されています。



実態把握

指導すべき課題の整理

					その子の概要

① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集

① 実態把握
👉 **本書 P51-52**
詳しくは
解説自立活動編 P107~

②-1 収集した情報(①)を自立活動の区分に即して整理する段階

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き
-------	--------	---------	-------	-------

②-2 収集した情報(①)を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理する段階

※各項目の末尾に () を付けて②-1における自立活動の区分を示している(以下、図15まで同じ。)

②-3 収集した情報(①)を〇〇年後の姿の観点から整理する段階

※各項目の末尾に () を付けて②-1における自立活動の区分を示している(以下、図15まで同じ。)

③ ①をもとに②-1、②-2、②-3で整理した情報から課題を抽出する

② 指導すべき課題の整理
👉 **本書 P52**
詳しくは
解説自立活動編 P108~

④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的出す段階

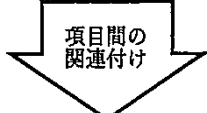
⑤ ④に基づき設定した指導目標(ねらい)を記す段階

課題同士の関係を整理する中で今指導すべき指導目標として

⑥ ⑤を達成するために必要な項目を選定する段階

指導目標(ねらい)を達成するために必要な項目の選定	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
---------------------------	-------	--------	---------	-------	-------	-----------

③ 目標設定→具体的な内容
👉 **本書 P53**
詳しくは
解説自立活動編 P109~



⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント

⑧ 具体的な指導内容を設定する段階

選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定	ア	イ	ウ	...
-------------------------	---	---	---	-----

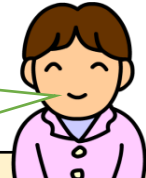
実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例（流れ図）

実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの作成例

サブローさんの概要

学部や学年	小学校4年生〈通常学級在籍〉
障害の状況など	LD〈読み書き障がい〉
事例の概要	自信をもって学習に取り組んでいけるための指導

これまでのサブローさんは、読んだり書いたりすることが苦手で、努力が成果に結びつきにくかったようです。自己肯定感が下がらないように支援したいですね。



① 実態把握

① 障害の状態，発達や経験の程度，興味・関心，学習や生活の中で見られる長所やよさ，課題等について情報収集

- ア: 友達とのやり取りなど，日常会話に困る場面はない。
- イ: 生き物に興味関心が高く，図鑑を見たり，昆虫採集や釣りに出かけたりしている。
- ウ: テレビなどから得た情報をよく覚えていて，思い出して話すことができる。
- エ: 学年相応の教科書を読む時，主に漢字の読み方（熟語，音訓）で迷うことが多い。
- オ: 鉛筆を持つ手に力が入り，指先が内側に入り込み，柔軟な運筆ができない。
- カ: 書字では，2年生ごろから学んできた漢字や，一部のカタカナが書けない。
- キ: 見本を手元に置けば，学年相応の漢字など，間違えずに書き写すことができる。
- ク: 物音に反応しやすい。また，興味関心の低い場合，他事を考えていることが多い。
- ケ: 姿勢が崩れやすい。



文末は，「～している」「～が難しい」「～があると，…できる」となってるね。

ポイント

日頃の様子，事実になります。苦手なこと・困っていることに意識が向きがちですが，よさ・得意なことも忘れないようにしましょう。具体的な指導内容へとつながっていきます。

②-1 収集した情報(①)を自立活動の区分に即して整理する段階

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
・自分でも読み書きが苦手だと感じており努力が足りないと思っている。	・興味関心が薄い時，わからない時，騒がしい時に，気が散りやすい。	・良好な友達関係を築ける。	・生き物や見本等，具体物についての理解力が高い。 ・奥行や距離を捉えづらい。	・手指の巧緻性が乏しい。 ・姿勢が崩れやすい。	
エオカ	クケ	アイウ	イウキ	オカケ	

①との関連です

ポイント

端的に6区分に整理します。項目が空欄になる可能性もあります。

②-1は，障がい名を意識しすぎて，特定の内容に偏らないようにしましょう。対象となるお子さんの全体像を捉えて整理するといいですよ。



担任の先生だけでなく，複数の先生で検討していきましょう。

大きく、生活上の困難・学習における状況に整理します。

ポイント

※ 以下各項目の末尾の()は、②-1における自立活動の6区分です。

②-2 収集した情報(①)を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理する段階

- * ノートへの書き取り、音読をしながら読み書きの練習をするが、なかなか定着しない。(健)(コ)
- * 手先の巧緻性を中心に、身体の使い方に不器用なところがある。(身)
- * 集中力の持続にはムラがあり、意欲、興味関心や刺激が大きく影響している。(心)(環)



②-2はこれまでの状況を踏まえてあり、
②-3ではその状況に対して、〇年後を意識した内容になっているんだね。

②-3 収集した情報(①)を3年後の姿の観点から整理する段階

- * 音声入力機器などを利用しながら、読み書きの苦手さを補えるようにしたい。(健)(コ)
- * 学習への意欲を失うことなく、読み書きの代替手段について自己選択できるようになっていくとよい。(心)(環)(身)(コ)
- * 物事を成し遂げられた自覚を高めて、集中が持続する経験を積み上げ、自信をつけていくことが大切である。(健)(心)

ポイント

サブローさんが「こういう姿になっていけば…」をイメージします。

②-3をもとにした大きな課題が③です。

対象となっているお子さんの年齢や状況によって、「3年後」のところは、「5年後」だったり「中学卒業時」だったり、変わってきますよ。



ポイント

以上のことから指導していくべき課題を焦点化していきます。

③ 指導すべき課題の整理

③ ①をもとに②-1, ②-2, ②-3で整理した情報から課題を抽出する段階

- * 読み書きに抵抗なく取り組むための代替手段を、適切に使いこなす。(健)(心)(環)(コ)
- * 活動に集中できる環境作りや、課題への取り組み方を工夫することができるようにしていく。
- * 成功体験を積み上げて、自己肯定感を高めていく。(心)



指導開始時点で課題となることを、抽出してあるね。

相互の課題の関わり合いや、原因と結果を考えたり、指導の順序性などを考えたりしていきます。

④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階

- * 得意なことを生かしながら成功体験を積み、自信をつけつつ、自己の苦手さがあることを受け入れていく。その上で、読み書きの難しさを軽減するための方法を、自己選択できるような環境も整備し、自信を持って学習や生活の中で、代替手段を活用していける力と意欲を高めていく。

ポイント

それぞれの課題を、項目ごとの関連性も意識して考えてみます。

自立活動の各区分・各項目は、それぞれ関わりあっています。関連性を考えることが、とても大切です。それぞれの課題が、関係し合っているということですね。





課題が定まったので、**ポイント**
具体的に指導目標を定めます。



③と比べると、短期の目標を決める感じで、具体的に示されているね。

◎ **目標設定**

→ **具体的な内容の決め出し**

課題同士の関係を整理する中で今指導すべき指導目標として	⑤ ④に基づき設定した指導目標(ねらい)を記す段階 * 自己理解を深めつつ、国語や社会の時間を中心に、機器等を活用しながら読み書きが抵抗なくできる力を身につける。 * 課題を達成した体験を積み上げ、自己肯定感を高めていく。
-----------------------------	---

指導目標(ねらい)を達成するために必要な項目の選定	⑥ ⑤を達成するために必要な項目を選定する段階					
	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
	(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること	(2) 状況の理解と変化への対応に関すること (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること		(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること		(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること

⑦ **項目と項目を関連付ける際のポイント**

- *【読み取る力をつけるために】(健)(4)と(心)(3)と(環)(3)を関連付けて配慮事項として設定した指導内容が⑧アである。
- *【書く力をつけるために】(健)(4)と(心)(3)と(環)(3)と(コ)(4)を関連付けて配慮事項として設定した指導内容が⑧イである。
- *【自己肯定感を高めるために】(健)(4)と(心)(2)(3)と(環)(3)と(コ)(4)を関連付けて配慮事項として設定した指導内容が⑧ウである。

ポイント
一つの指導内容を、いくつもの区分・項目と関連付けて決め出します。

選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定	⑧ 具体的な指導内容を設定する段階		
	ア デイジー教科書等の音声教材を利用し、理解を深めながら学習を進めていく。	イ 文字パレット入力を利用して、パソコンでノートテイクができるようになる。	ウ 読み書きがスムーズにできる体験を積みながら、学習に対する意欲を高め、自信をつける。

実際にサブローさんが授業や学校生活場面で取り組む具体的な姿になっているね。



➡ **解説自立活動編 (P32~39, 128~171)** にある例は、幼稚部~高等部、小学校、高等学校に関する
 * 肢体不自由 * 知的障害 * 聴覚障害 * 視覚障害
 * 病弱 * 言語障害 * 自閉症 * 学習障害 (LD)
 * 注意欠陥多動性障害 (ADHD) * 盲ろう
 * 高機能自閉症 (アスペルガー症候群を含む) の13例です。参考にしてください。